

和泉市母子家庭等自立促進計画



平成 20 年 3 月

和 泉 市

はじめに

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、その健全な育成は、私たち共通の願いであります。しかしながら、少子化や核家族化の進行などによって、家庭や地域での育児力が低下し、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。

また、近年、離婚の増加とともに母子家庭、父子家庭のもとで養育される子どもが増加しています。こうした家庭では、家計を支えるための就業、子育て、家事等をひとりで担わなければならないことから、母親や父親にかかる精神的、肉体的な負担は大きなものとなっております。

このような母子家庭等の状況に対応するため、国においては、「母子及び寡婦福祉法」をはじめとした関連法の改正を行い、従来 of 給付中心の経済的な支援策から就労支援や子育て・生活支援を中心とした、総合的な自立支援策へと転換しております。

和泉市では、こうした状況を踏まえ、母子家庭等の自立を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「和泉市母子家庭等自立促進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を基にしまして、市民の方や各種団体、関係機関や企業等の御協力をいただきながら、相談機能の充実をはじめ、就業や子育て・生活の支援を推進し、「母子家庭等が安心して子育てしながらいきいきと自立し安定した生活が実現できるまち・いずみ」を目指してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重な御意見をいただきました「和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会」の委員の皆様や、アンケートに御協力をいただきました市民の方々をはじめ、様々な御協力をいただきました皆様からお礼を申し上げます。

平成20年3月

和泉市長 井坂善行

目 次

．計画の策定にあたって	1
1．計画策定の趣旨	1
2．計画の位置づけ	2
3．計画の期間	2
4．計画の対象	2
5．計画の視点	2
6．計画策定体制	3
．母子家庭等を取り巻く現状と課題	5
1．母子家庭等の世帯数	5
2．母子家庭等の背景について	7
3．母子家庭等の基本的状況	9
4．就労について	13
5．経済的状況について	24
6．住居の状況	28
7．養育費について	31
8．相談について	35
9．各種支援制度・施策について	37
10．父子世帯及び寡婦のアンケート結果	40
11．母子家庭等自立促進のための課題	44
．基本理念と目標	49
1．基本理念	49
2．目標	49
3．施策体系	51

．施策の展開	53
1．相談機能・情報提供の充実	53
2．就業支援の推進	56
3．子育て・生活支援の推進	59
4．養育費の確保	62
5．経済的支援	63
6．人権啓発の推進	64
．計画の推進のために	65
1．関係部局との連携	65
2．関係機関・団体との連携	65
3．計画の広報・啓発	65
4．計画の進行管理	65
参考資料	67
1．和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱	67
2．和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿	68
3．和泉市母子家庭等自立促進計画策定経過	69
4．母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケートの実施概要	70
5．パブリックコメントの実施概要	72

・計画の策定にあたって

1．計画策定の趣旨

近年、離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭が増加しています。こうした家庭では、子育てや生計、家事などの役割を一人で担わなければならないため、家庭と仕事の両立が困難で、精神的にも肉体的にも負担が大きく、日常生活面でさまざまな問題を抱えています。特に母子家庭の場合、収入や住居、子どもの養育の面でさまざまな困難に直面している現状があると言われてしています。その中でも就労面においては、就労経験がまったくない人や少ない人、結婚や出産等により、就労が中断している人が多いことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足や年齢制限などの問題があり、就職や再就職の妨げになっていることが多い状況です。

また、父子家庭においては、就労、経済面では母子家庭ほどの困難さはありませんが、子どもの教育やしつけ、家事などの生活面での問題を抱えています。さらに、寡婦家庭においても高齢による経済的不安や健康不安を抱えている人が多くなっています。

このような母子家庭等が抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、就労支援や育児支援、相談事業の充実など、自立に向けたさまざまな支援やサービスを充実させることを目的として、平成14年11月に母子及び寡婦福祉法が改正され、その中で、都道府県や市町村に対し、各種支援策を計画的に推進するため、自立促進計画を策定するように求められています。また、母子家庭の子育てを支援するための給付制度である児童扶養手当制度については、従来の給付中心の制度から、母子家庭となった当初の生活に対応するものとして、平成14年11月に改正され、手当ての支給が5年間等を経過した時は、手当額の一部を最大で2分の1減額する措置が決められ、今後ますます母子家庭の自立に向けた支援策が必要となります。

和泉市においても、こうした母子家庭等に関わるさまざまな状況を踏まえて、母子家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を確保し、その自立を支援するための各種施策を総合的かつ計画的に進めるために、和泉市母子家庭等自立促進計画を策定することといたしました。

2．計画の位置づけ

本計画は、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画です。計画を策定するにあたっては、国（厚生労働大臣）が定める基本方針に即し、次に掲げる事項を定めることとなっています。

母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

～ のほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

また、本計画は、和泉市総合計画、和泉市次世代育成支援対策行動計画、和泉市就労支援計画、人権教育のための新計画、和泉市男女共同参画行動計画、和泉市地域福祉計画と整合性を図ります。

3．計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 か年とします。

4．計画の対象

本計画は、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象とします。

母子家庭...20 歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない女子のひとり親家庭

父子家庭...20 歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない男子のひとり親家庭

寡婦...配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として 20 歳未満の子どもを養育していたことのある者

5．計画の視点

本計画は、次の 3 つを視点として策定します。

(1) 自立の促進

母子家庭等が自立した生活を営んでいくためには、経済的な安定が必要であり、とりわけ、就業の確保が不可欠です。また就業の確保のためには、安心して子育てできる環境づくりによる仕事と子育ての両立が必要です。このため、就業支援とともにきめ細かな子育て・生活支援の施策の推進を図ります。

(2) 人権尊重

母子家庭等に対する偏見や理解不足により、親子が差別を受けたり、不利益を被ることがないように、人権尊重の視点に立った施策の推進を図ります。

(3) 総合性

母子家庭等の自立した生活を支援していくためには、それぞれの家庭の複合的なニーズに対応できるよう、福祉、人権、教育、労働、住宅等幅広い視点からの方策の検討と推進が必要です。このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図るとともに、関係行政機関や関係団体等と連携し、総合的な支援体制づくりを図ります。

6 . 計画策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会を設置し、本計画を策定します。

(2) アンケートの実施

計画の策定にあたり、母子家庭等の生活の経緯や実態、ニーズを把握するために、平成 19 年 8 月に「母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート」(以下、「アンケート」と呼びます。)を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画について広く市民の意見を募集するために、平成 20 年 1 月に計画素案に関するパブリックコメントを実施しました。

母子家庭等を取り巻く現状と課題

和泉市における母子家庭等を取り巻く現状についてアンケート結果及び統計資料を活用して分析し、今後の課題を整理しました。なおアンケートの母子世帯の有効回答数は1136人、父子家庭は13人、寡婦は24人でした。

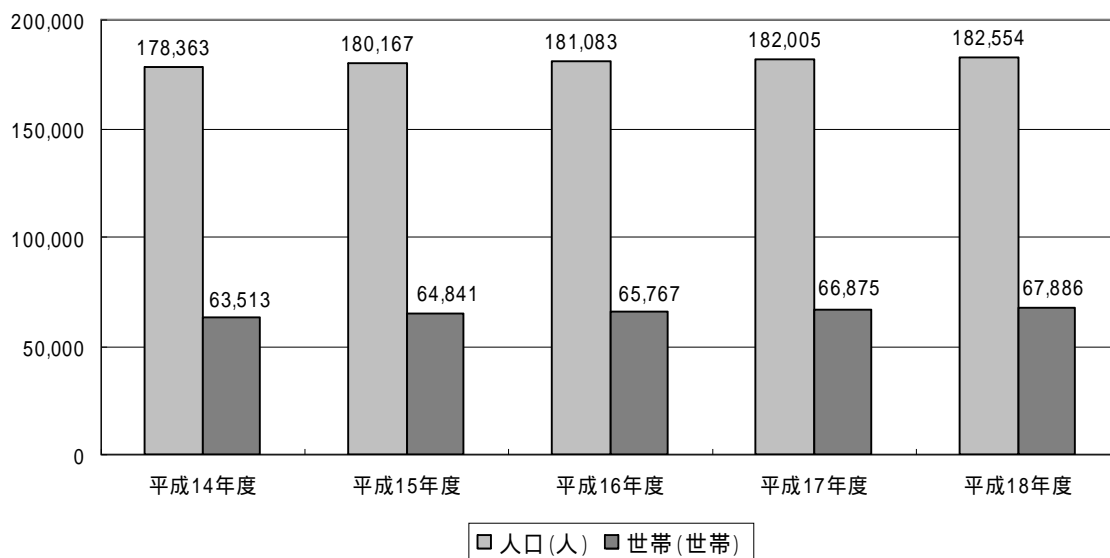
注：アンケート結果図表中のタイトルの中に「N」とあるのは「回答者数」のことです。また、例えば「複数回答2」とあるのは、を付けることのできる選択肢数が2つまでであり、特に記載がない場合はいくつでも選択肢にを付けてよいことを示しています。

1. 母子家庭等の世帯数

(1) 人口・世帯数

本市の人口、世帯はともに増加しつつあります。平成18年度で人口は182,554人、世帯は67,886世帯、1世帯あたりの人員は2.69人となっています。

人口・世帯数の推移



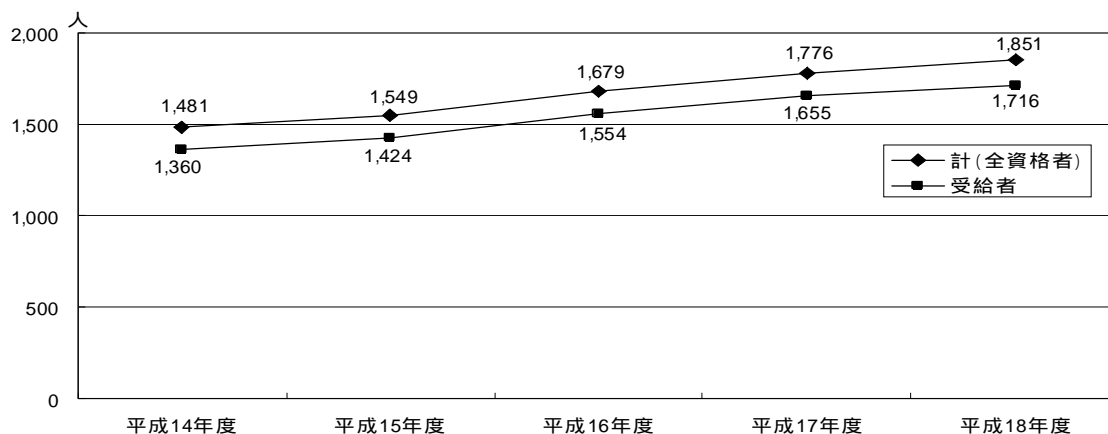
資料：和泉市市民課

(2) 母子・父子世帯数

本市の母子世帯数を、児童扶養手当受給者数でみると、年々増加し、平成18年度の全資格者数は1,851人、受給者数は1,716人となっています。

国勢調査によると、平成17年では、本市の母子世帯は1,211世帯、父子世帯は149世帯となっています。総世帯に占める割合は増加しつつあります。本市及び府の割合は全国と比べそれぞれ5ポイント、4ポイント高くなっています。なお、国勢調査では、他の世帯との同居のケースは母子世帯にカウントされていないので、児童扶養手当受給者数よりも少ない数値となっています。

児童扶養手当受給者数の推移



資料：和泉市子育て支援室

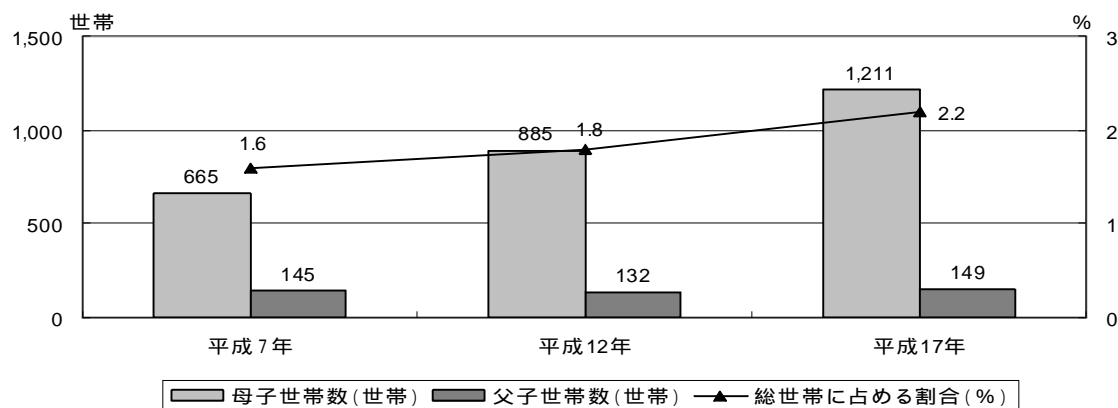
母子・父子世帯数の推移

		平成7年	平成12年	平成17年
全国	総世帯数(世帯)	44,107,856	47,062,743	49,566,305
	母子世帯数(世帯)	529,631	625,904	749,048
	父子世帯数(世帯)	88,081	87,373	92,285
	総世帯に占める割合(%)	1.4	1.5	1.7
大阪府	総世帯数(世帯)	3,300,335	3,485,910	3,654,293
	母子世帯数(世帯)	44,988	56,138	70,402
	父子世帯数(世帯)	7,347	7,029	7,373
	総世帯に占める割合(%)	1.6	1.8	2.1
和泉市	総世帯数(世帯)	49,686	57,804	62,433
	母子世帯数(世帯)	665	885	1,211
	父子世帯数(世帯)	145	132	149
	総世帯に占める割合(%)	1.6	1.8	2.2

資料：国勢調査

注：「母子世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。
 「父子世帯」とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

母子・父子世帯数の推移（和泉市）



資料：国勢調査

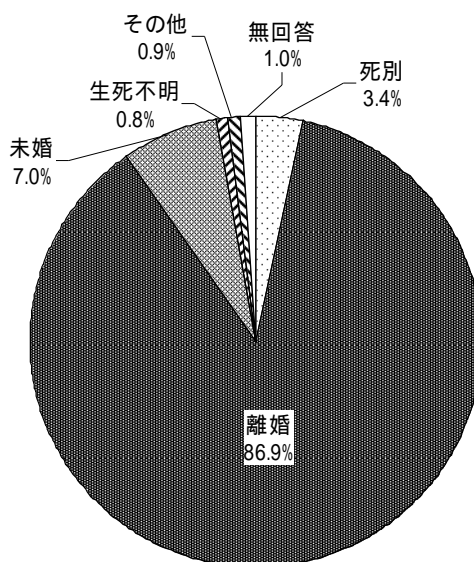
2. 母子家庭等の背景について

(1) 母子家庭等になった理由

母子家庭になった理由

母子家庭になった理由は、「離婚」が最も多く 86.9%を占めており、全国の傾向とほぼ同じです。平成 18 年度全国母子世帯等調査結果によると、調査日（平成 18 年 11 月 1 日）において母子家庭等になった理由を構成比で見ると、前回調査（平成 15 年 11 月 1 日）に比べ死別が 2.3 ポイント減少する一方、生別によるものは 1.8 ポイント増加し 89.6%となっています。生別世帯の内訳を見ると離婚が 79.7%、未婚の母がやや増加し 6.7%などとなっています。

母子家庭になった理由（母子世帯：N=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査
(和泉市、平成 19 年 8 月)

父子家庭になった理由

平成 18 年度全国母子世帯等調査結果によると、調査日（平成 18 年 11 月 1 日）において父子世帯になった理由を構成比で見ると、前回調査（平成 15 年 11 月 1 日）に比べ死別によるものが 2.9 ポイント増加する一方、生別によるものは 2.8 ポイント減少し 77.4%となっています。生別世帯の内訳を見ると離婚が 74.4%などとなっています。

寡婦の状況

平成 15 年度全国母子世帯等調査結果によると、調査日（平成 15 年 11 月 1 日）において寡婦になった理由を構成比で見ると、前回調査（平成 10 年 11 月 1 日）に比べ死別によるものは 5.2 ポイント減少し 54.9%、生別によるものが 5.3 ポイント増加して 42.3%となっています。

母子世帯等になった理由

単位：世帯数；千世帯、比率；%

区分		総数	死別	生別						
				総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
母子世帯	平成10年	比率	100	18.7	79.9	68.4	7.3			4.2
	平成15年	比率	100	12.0	87.8	79.9	5.8	0.4	0.6	1.2
	平成18年	世帯数	1,517	147	1,359	1,209	102	2	11	35
		比率	100	9.7	89.6	79.7	6.7	0.1	0.7	2.3
父子世帯	平成10年	比率	100	31.8	64.9	57.1				7.8
	平成15年	比率	100	19.2	80.2	74.2		0.5	0.5	4.9
	平成18年	世帯数	199	44	154	148			1	5
		比率	100	22.1	77.4	74.4			0.5	2.5
寡婦	平成10年	比率	100	60.1	37.0					
	平成15年	世帯数	1,081.90	594.4	457.3					
		比率	100	54.9	42.3					

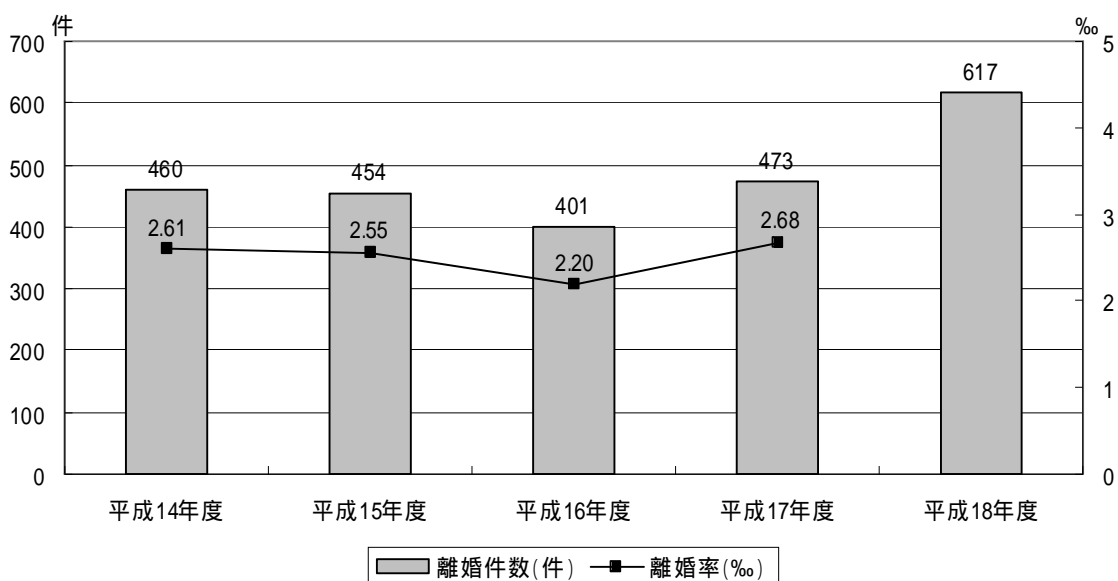
資料：母子世帯及び父子世帯は平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告書
寡婦は平成 15 年度全国母子世帯等調査結果報告書

注：不詳を除く。

(2) 離婚件数及び離婚率

本市において母子家庭となる理由のほとんど占めている離婚件数をみると、平成 16 年度を底に増加傾向にあり、平成 18 年度では 617 件になっています。

離婚件数及び離婚率の推移



資料：離婚件数は和泉市市民課、離婚率は大阪府
注：離婚率とは、人口千人あたりの1年間の離婚件数

3. 母子家庭等の基本的状況

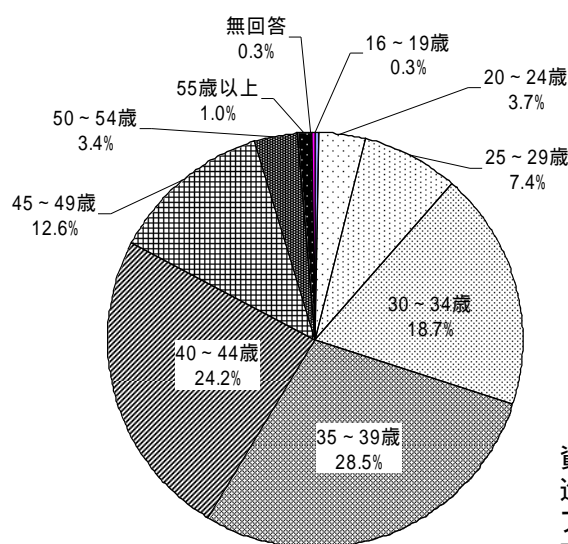
(1) 母子家庭等の親の年齢

親の年齢

本市における母子家庭の母親の年齢は、「35～39歳」が28.5%で最も多く、次いで「40～44歳」が24.2%、「30～34歳」が18.7%などとなっており、全国の傾向とほぼ同じです。

全国の母子世帯等の親の年齢を、平成17年の国民生活基礎調査で見ると、母子の母親は30～39歳が43.6%、40～49歳が37.2%などとなっています。父子の父親は40～49歳が43.0%、50～59歳が31.6%、30～39歳が25.3%などとなっています。

母親の年齢（母子世帯：N=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

母子・父子世帯の親の年齢（全国）

単位：%

	計	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳
母子世帯	100	0	10.1	43.6	37.2	9.0	0.1
父子世帯	100	0	0	25.3	43.0	31.6	0

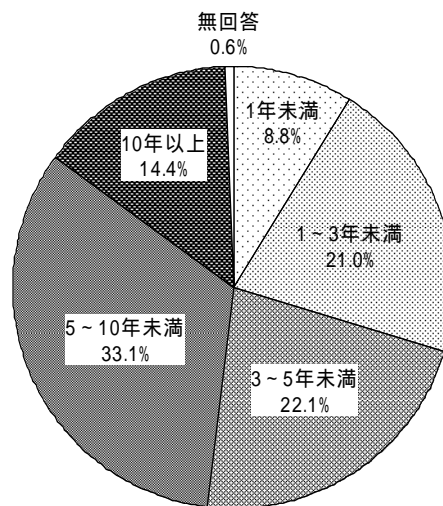
資料：国民生活基礎調査（平成17年）

(2) 母親と世帯について

母子家庭になってからの年数

母子家庭になってからの年数は、「5～10年未満」が33.1%で最も多く、「3～5年未満」が22.1%、「1～3年未満」が21.0%などとなっており、10年未満で76.2%を占めています。

母子家庭になってからの年数（母子世帯：N=1136）

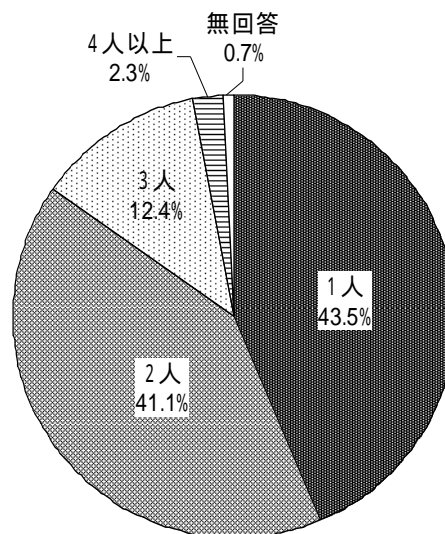


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

扶養している子どもの人数と就学段階

扶養している子どもの人数は、「1人」が43.5%で最も多く、次いで「2人」が41.1%などとなっています。

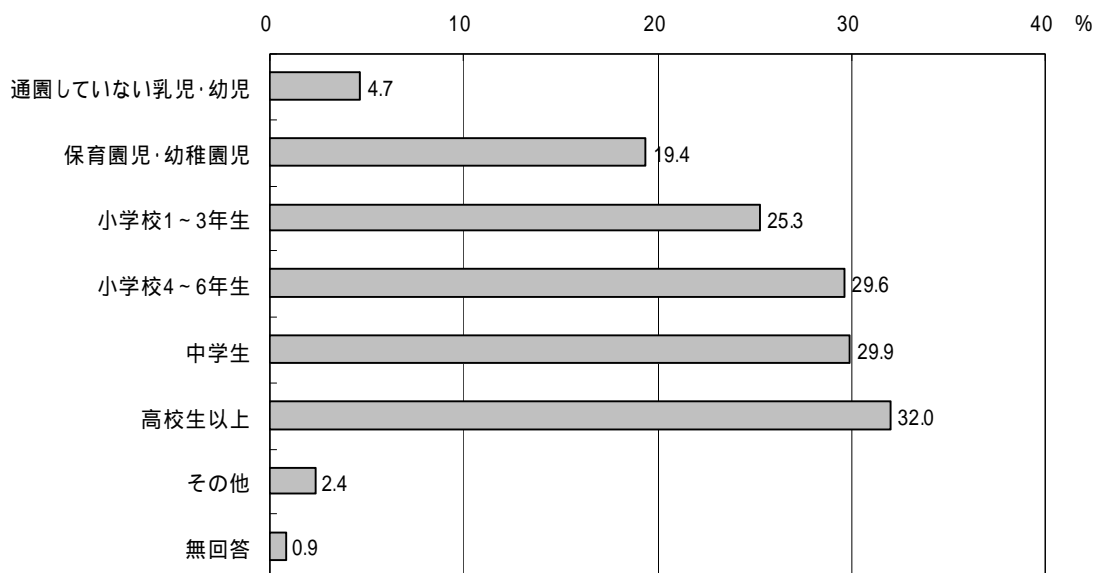
扶養している子どもの人数（母子世帯：N=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

扶養している子どもの就学段階は、「高校生以上」が32.0%で最も多く、次いで「中学生」が29.9%、「小学校4～6年生」が29.6%、「小学校1～3年生」が25.3%などとなっています。

扶養している子どもの就学段階（母子世帯：N=1136、複数回答）

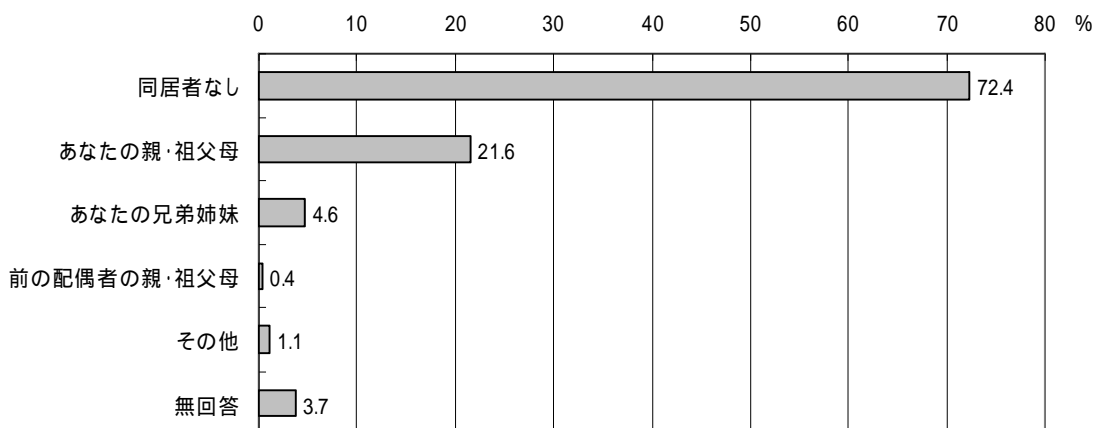


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

同居している子ども以外の世帯員

現在同居している子ども以外の世帯員は、「同居者なし」が72.4%で最も多く、次いで「あなたの親・祖父母」が21.6%などとなっており、回答者の23.9%が他世帯と同居しています。

同居している子ども以外の世帯員（母子世帯：N=1136、複数回答）

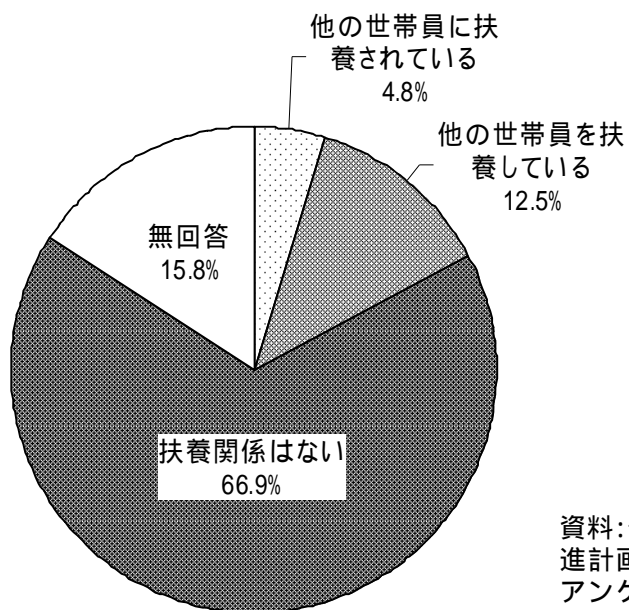


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

他の世帯員との扶養関係

他の世帯員との扶養関係をみると、「扶養関係はない」が66.9%で最も多く、次いで「他の世帯員を扶養している」が12.5%、「他の世帯員に扶養されている」が4.8%となっています。

他の世帯員との扶養関係（母子世帯：N=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

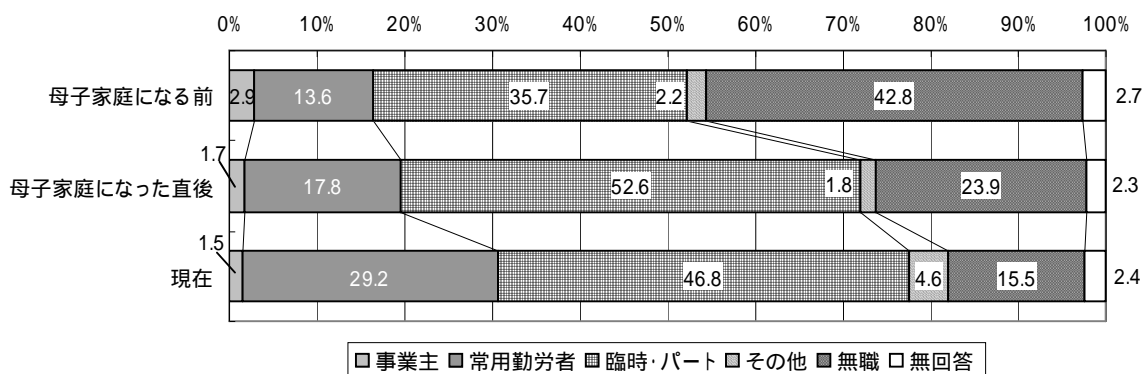
4. 就労について

(1) 母親等の就労の状況

母親等の就業上の地位の変遷

母親の就業上の地位は、母子家庭になる前は「無職」が 42.8%で最も多かったのが、直後は「無職」が 18.9ポイント減り、「臨時・パート」が 16.9ポイント、「常用勤労者」が 4.2ポイント増え、それぞれ 52.6%、17.8%となっています。現在では「臨時・パート」が 46.8%で最も多く、次いで「常用勤労者」が 29.2%を占めており、「無職」は 15.5%まで減っています。本市では全国と比べ常用雇用の割合が少なく、臨時・パートの割合がやや高くなっています。

母親の就業上の地位の変遷（母子世帯：N=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成 19 年 8 月）

平成 18 年度全国母子世帯等調査結果により、母子家庭及び父子家庭の就業上の変化をみました。

母子世帯になる前の母の 69.3%が就業しており、このうち「臨時・パート」が 48.9%と最も多く、次いで「常用雇用者」が 28.7%となっています。また、前回調査と比べて、「常用雇用者」及び「臨時・パート」の割合はいずれも 1.6ポイント低下し、「家族従業者」及び「派遣社員」がそれぞれ 1.9ポイント、1.1ポイント増加しています。調査時点では、母子世帯の母の 84.5%が就業しており、このうち「臨時・パート」が 43.6%と最も多く、次いで「常用雇用者」が 42.5%となっています。また、前回調査と比べて「常用雇用者」の割合が 3.3ポイント増加し、「臨時・パート」が 5.4ポイント低下しています。

父子世帯になる前の父の 98.0%が就業しており、このうち「常用雇用者」は 75.4%となっています。また、前回調査と比べて、「常用雇用者」の割合が 4.5ポイント低下し、「事業主」が 3.6ポイント増加しています。調査時点では、父子世帯の父の 97.5%が就業しており、前回と比べ 6.3ポイント増加しています。このうち「常用雇用者」は 72.2%となっています。母子世帯と比較すると父子世帯の父の「常用雇用者」の割合が 29.7ポイント高くなっています。

前回調査と比較すると「不就業」と答えた者の割合は、母子世帯、父子世帯とも減少しています。

平成15年全国母子世帯等調査結果により、寡婦の就業上の地位をみました。調査時点では68.1%が就業しており、前回調査よりその割合が1.4ポイント増加しています。就業上の地位をみると、「常用雇用者」が6.7ポイント低下し35.9%、「臨時・パート」が6.1ポイント増加し40.0%となっています。

母子世帯・父子世帯になる前の親の就業状況（全国）

単位：世帯数；千世帯、比率；%

区分		総数	就業していた	就業上の地位						不就業
				事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他	
母子世帯	平成15年 比率	100	66.9 100	7.3	30.3	50.5	1.8	4.9	5.1	32.5
	平成18年 世帯数	1,517	1,052	62	302	514	31	72	71	446
	比率	100	69.3 100	5.9	28.7	48.9	2.9	6.8	6.7	29.4
父子世帯	平成15年 比率	100	98.4 100	12.8	79.9	1.7	1.1	3.4	1.1	1.1
	平成18年 世帯数	199	195	32	147	5	4	5	2	1
	比率	100	98.0 100	16.4	75.4	2.6	2.1	2.6	1.0	0.5

資料：平成18年度全国母子世帯等調査結果報告書
注：不詳を除く。

調査時点における親等の就業状況（全国）

単位：世帯数；千世帯、比率；%

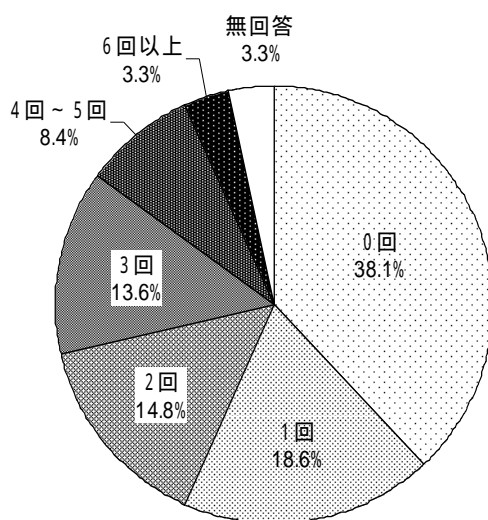
区分		総数	就業している	就業上の地位						不就業
				事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他	
母子世帯	平成15年 比率	100	83.0 100	4.2	39.2	49.0	4.4	1.5	1.7	16.7
	平成18年 世帯数	1,517	1,282	51	545	559	66	16	45	221
	総数 比率	100	84.5 100	4.0	42.5	43.6	5.1	1.2	3.5	14.6
	死別 世帯数	147	112	6	43	53	4	1	5	33
	比率	100	76.2 100	5.4	38.4	47.3	3.6	0.9	4.5	22.4
生別	世帯数	1,359	1,160	44	500	502	62	15	37	188
	比率	100	85.4 100	3.8	43.1	43.3	5.3	1.3	3.2	13.8
父子世帯	平成15年 比率	100	91.2 100	15.1	75.9	1.8	1.8	3.6	1.8	8.2
	平成18年 世帯数	199	194	32	140	7	5	6	4	5
	比率	100	97.5 100	16.5	72.2	3.6	2.6	3.1	2.1	2.5
寡婦	平成10年 比率	100	66.7 100	13.9	42.6	33.9	-	-	9.6	27.7
	平成15年 世帯数	1,081.9	736.7	113	264.3	294.5	9.8	13.3	41.8	327.4
	比率	100	68.1 100	15.3	35.9	40.0	1.3	1.8	5.7	30.3

資料：母子世帯・父子世帯は平成18年度全国母子世帯等調査結果報告書
寡婦は平成15年度全国母子世帯等調査結果報告書
注：不詳を除く。

母子家庭になってから現在までの転職回数

母子家庭になってから現在までの転職回数は、「0回」が38.1%で最も多く、次いで「1回」が18.6%、「2回」が14.8%などとなっており、58.7%の人が転職を経験しています。

母子家庭になってから現在までの転職回数（母子世帯：N=1136）

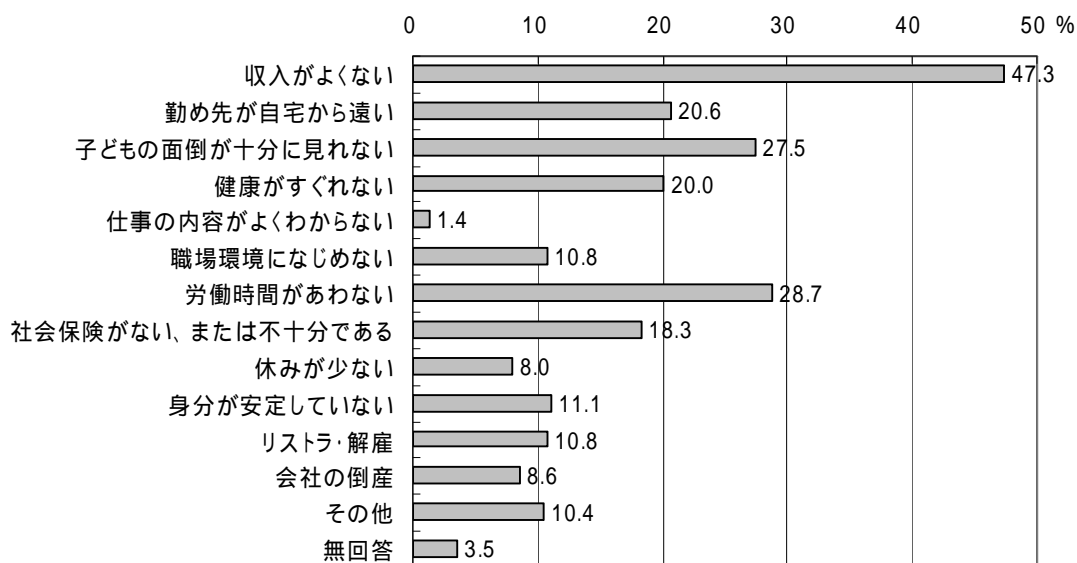


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

転職の理由

転職の理由は、「収入がよくない」が47.3%で最も多く、次いで「労働時間があわない」が28.7%、「子どもの面倒が十分に見れない」が27.5%、「勤め先が自宅から遠い」が20.5%、「健康がすぐれない」が20.0%などとなっています。

転職の理由（母子世帯：N=666、複数回答）

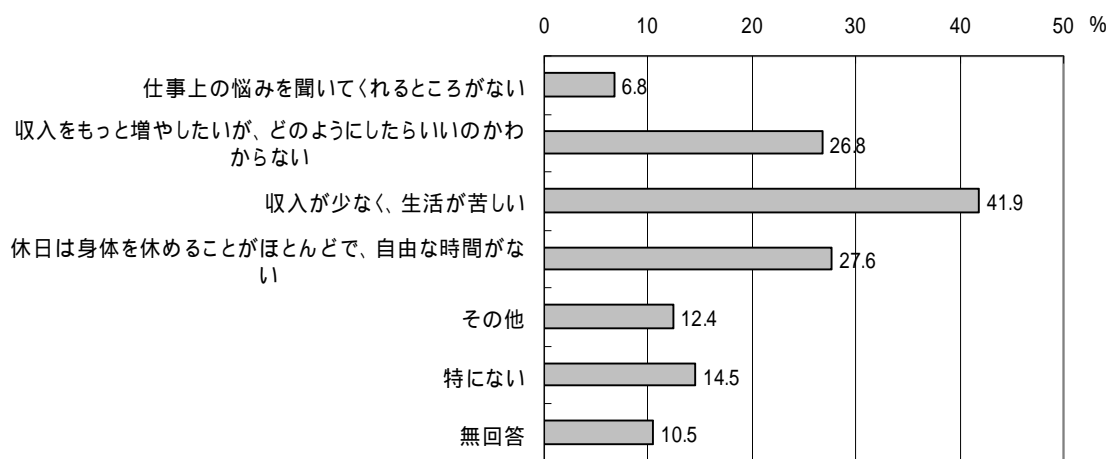


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

仕事と生活に関する悩み

仕事と生活に関する悩みは、「収入が少なく、生活が苦しい」が41.9%で最も多く、次いで「休日は身体を休めることがほとんどで、自由な時間がない」が27.6%、「収入を増やしたいが、どのようにしたらいいかわからない」が26.8%などとなっています。「その他」と答えた方の記述内容は、子育て29人、仕事と子育て・家事のバランスが28人、就業が27人、健康が18人などとなっています。

仕事と生活に関する悩み（母子世帯：N=1136、複数回答2）

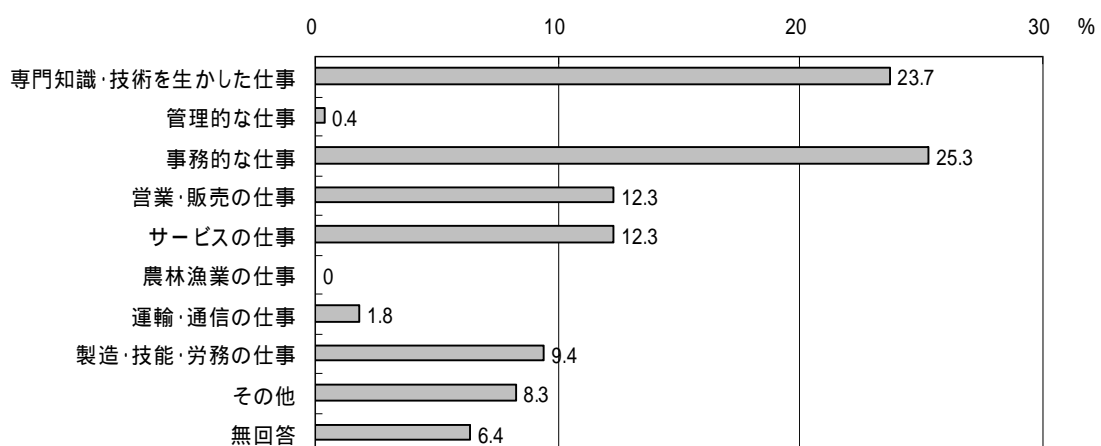


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

現在の仕事

現在働いている方の仕事は、「事務的な仕事」が25.3%で最も多く、次いで「専門知識・技術を生かした仕事」が23.7%などとなっています。

現在の仕事（母子世帯：N=933）

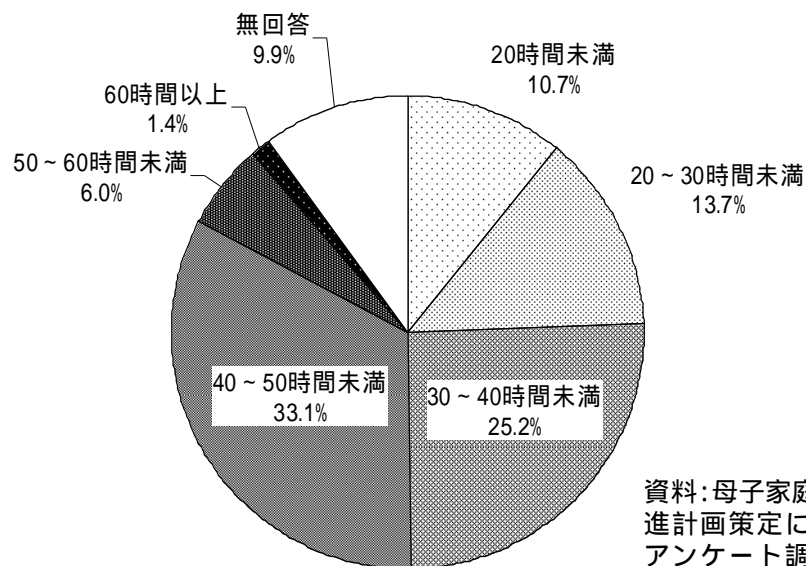


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

週当たり労働時間

現在働いている方の週当たり労働時間は、「40～50時間」が33.1%で最も多く、次いで「30～40時間」が25.2%、「20～30時間」が13.7%などとなっています。

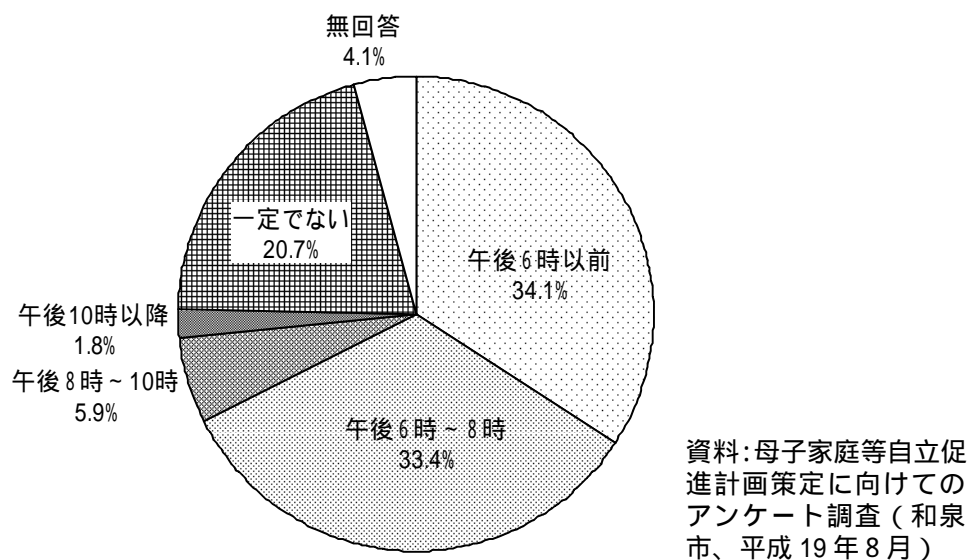
週当たり労働時間（母子世帯：N=933）



帰宅時間

現在働いている方の帰宅時間は、「午後6時以前」が34.1%で最も多く、次いで「午後6時～8時」が33.4%、「一定でない」が20.7%などとなっています。

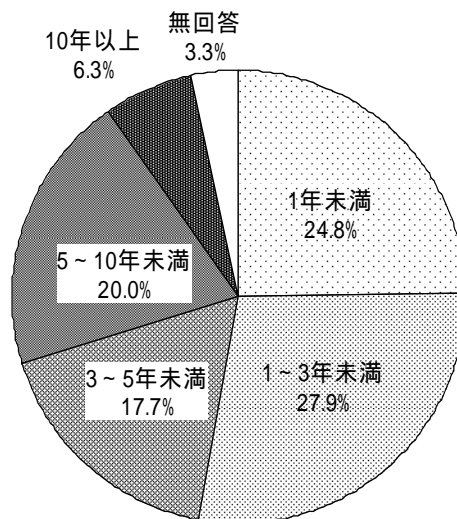
帰宅時間（母子世帯：N=933）



現在の仕事の勤続年数

働いている方の現在の仕事の勤続年数は、「1～3年未満」が27.9%で最も多く、次いで「1年未満」が24.8%、「5～10年未満」が20.0%、「3～5年未満」が17.7%などとなっており、10年未満で90.4%を占めています。

現在の仕事の勤続年数（母子世帯：N=933）

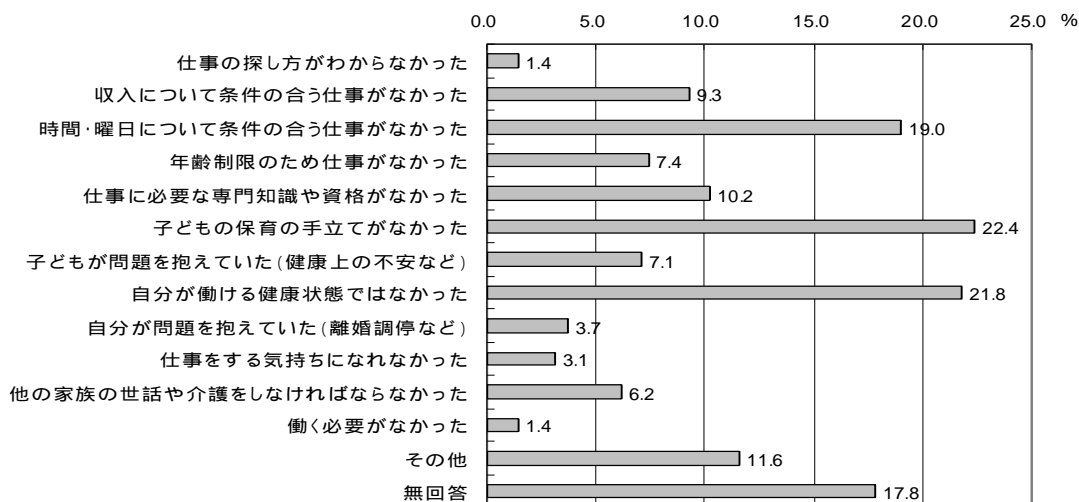


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

無職になった理由

母子家庭になった直後もしくは現在無職と回答した方の無職になった理由は、「子どもの保育の手立てがなかった」が22.4%で最も多く、次いで「自分が働ける健康状態ではなかった」が21.8%、「時間・曜日について条件の合う仕事があった」が19.0%などとなっています。

無職になった理由（母子世帯：N=353、複数回答2）

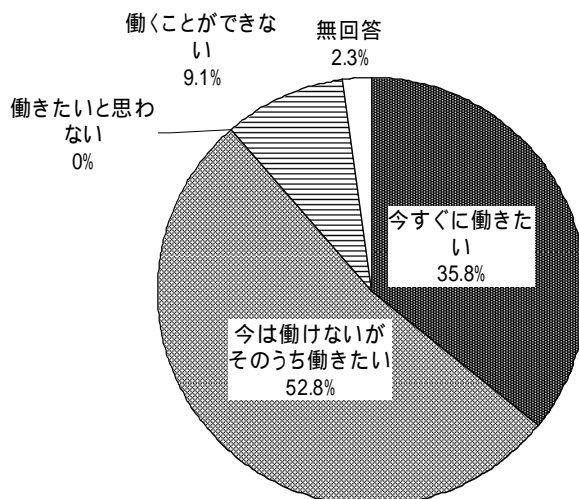


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

無職の方の就労意向

現在無職の方の就労意向は、「今すぐ働けないがそのうち働きたい」が 52.8%、「今すぐ働きたい」が 35.8%、「働くことができない」が 9.1%となっています。「働くことができない」方の理由は、健康問題が 10 人（62.5%）、親の世話・介護が 3 人（18.8%）、子どもの都合が 2 人（12.5%）、就学中が 1 人（6.3%）となっています。

無職の方の就労意向（母子世帯：N=176）

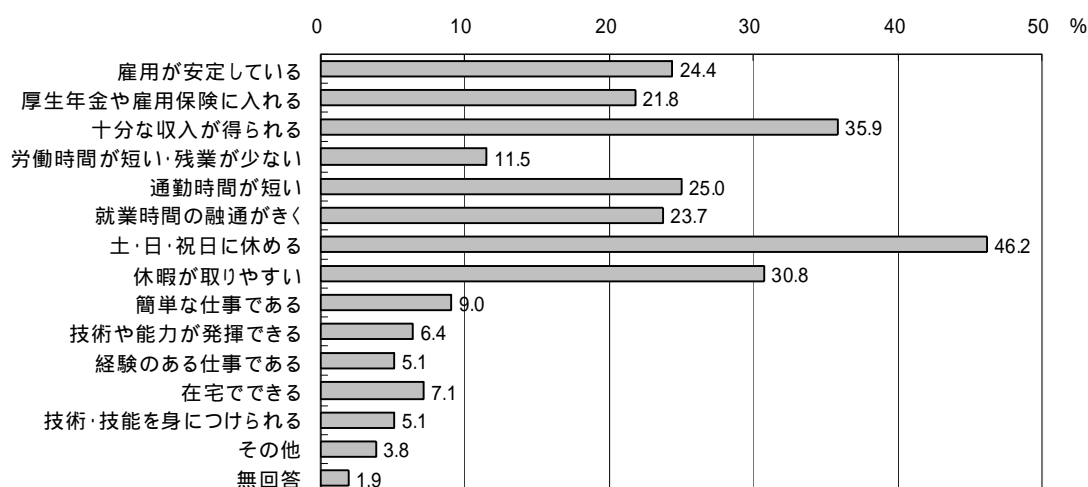


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成 19 年 8 月）

仕事に就く場合に重視すること

無職の方で「今すぐ働きたい」または「今は働けないがそのうち働きたい」と答えた方が仕事に就く場合に重視することは、「土・日・祝日に休めること」が 46.2%で最も多く、次いで「十分な収入が得られる」が 35.9%、「休暇が取りやすい」が 30.8%などとなっています。

仕事に就く場合に重視すること（母子世帯：N=156、複数回答 3）

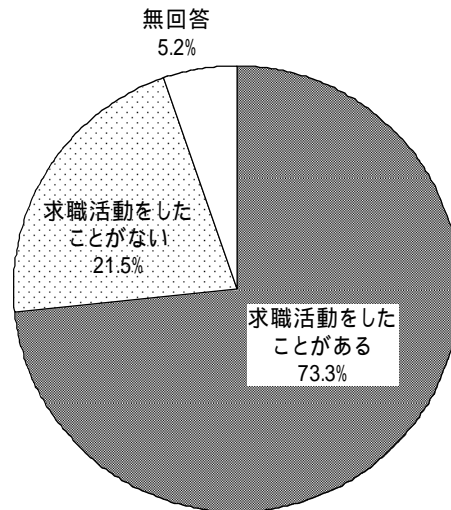


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成 19 年 8 月）

母子家庭になってからの求職活動の経験

母子家庭になってからの求職活動の経験は、「求職活動をしたことがある」が73.3%、「求職活動をしたことがない」が21.5%となっています。

母子家庭になってからの求職活動の経験（母子世帯：N=1136）

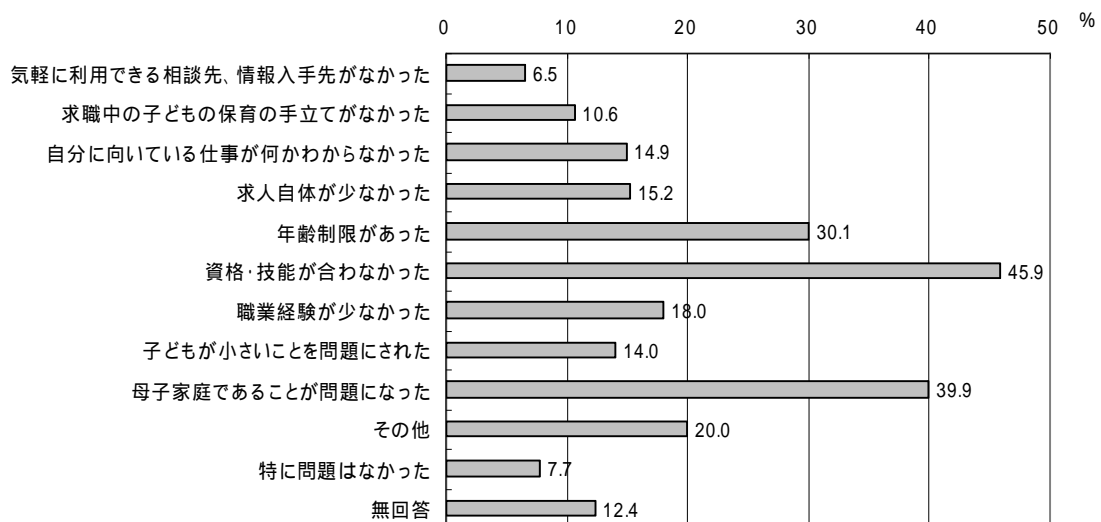


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

仕事を探しているときの問題

求職をしたことがある方が仕事を探しているときの問題としては、「資格・技能が合わなかった」が45.9%で最も多く、次いで「母子家庭であることが問題になった」が39.9%、「年齢制限があった」が30.1%などとなっています。

仕事を探しているときの問題（母子世帯：N=833、複数回答）

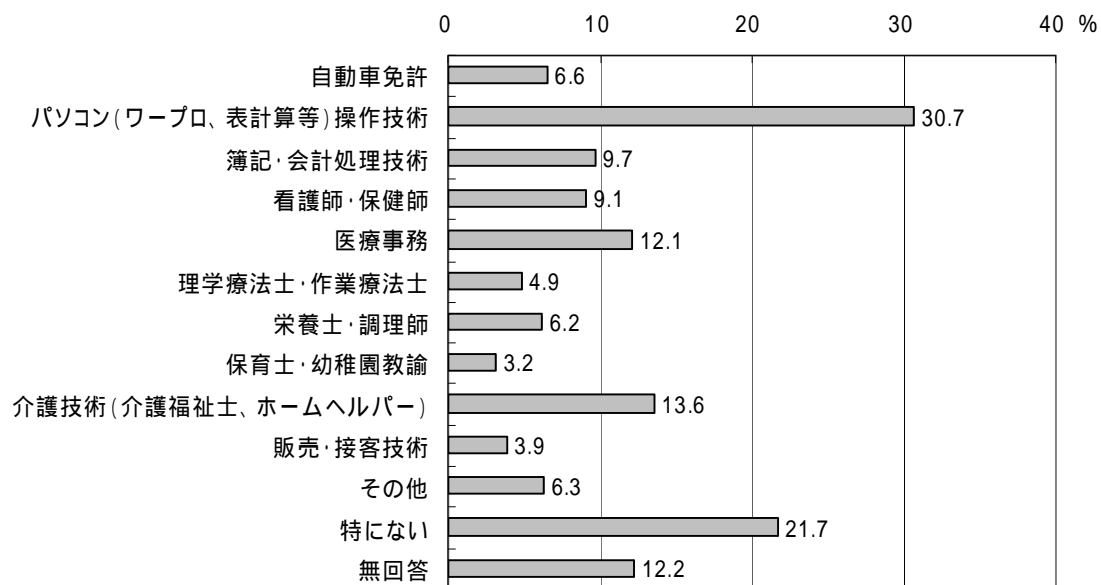


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

習得したい技術等

今後習得したい技術等は、「パソコン操作技術」が30.7%で最も多く、次いで「介護技術」が13.6%、「医療事務」が12.1%などとなっています。また、「特にない」が21.7%あります。

習得したい技術等（母子世帯：N=1136、複数回答）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

(2) 就業支援

母子家庭の母親の就労支援の状況をみました。

ハローワークでは、相談件数の総数でみると、全国、府、泉大津公共職業安定所管内での新規求職申し込み件数は減少しつつあります。紹介件数も減少傾向にありますが、就職率（就職件数を紹介件数で除した百分率）は増加傾向にあります。そのうち母子においては、全国、府、泉大津公共職業安定所管内での新規求職申し込み件数及び紹介件数は増加しつつありますが、就職率はほぼ一定しています。

母子家庭等就業・自立支援センターでは、平成18年度で就業相談件数が419件あり、うち就業実績は177件で就職率（就職件数を相談件数で除した百分率）は42.2%となっています。就職率は増加傾向にあります。

本市の地域就労支援センターでは、総数については、新規相談件数、紹介件数、就職件数のいずれも減少しつつあります。母子家庭等については、平成18年度で新規相談件数が111件あり、うち紹介件数は20件、就職件数は6件で就職率（就職件数を紹介件数で除した百分率）は30.0%と、平成15年度緊急雇用制度実施の73.1%に比べ大幅な減少となっています。

また、無料職業紹介センターでは、総数については、新規相談件数、紹介件数、就職件数のいずれも減少しつつあります。母子家庭等については、平成18年度で新規相談件数が75件あり、うち紹介件数は47件、就職件数は22件で就職率（就職件数を紹介件数で除した百分率）は46.8%となっており、高い率となっています。

ハローワークによる職業紹介等の状況

総数

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
全国	新規求職申込件数(件)	7,659,148	7,478,864	6,932,944	6,756,571	6,551,342
	紹介件数(件)	9,847,961	10,341,093	9,410,650	9,323,026	9,142,508
	就職件数(件)	2,048,300	2,153,796	2,128,701	2,136,028	2,125,371
	就職率(%)	20.8	20.8	22.6	22.9	23.2
大阪府	新規求職申込件数(件)	618,978	583,395	521,630	491,294	470,541
	紹介件数(件)	977,764	966,763	845,750	834,333	809,960
	就職件数(件)	137,651	144,067	144,378	144,416	143,779
	就職率(%)	14.1	14.9	17.1	17.3	17.8
泉大津公共職業安定所	新規求職申込件数(件)	19,377	18,723	15,754	14,296	13,213
	紹介件数(件)	25,191	26,739	21,630	20,784	19,677
	就職件数(件)	4,836	5,042	4,843	4,800	4,772
	就職率(%)	19.2	18.9	22.4	23.1	24.3

母子

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
全国	新規求職申込件数(件)	124,879	132,594	134,669	168,437	182,345
	紹介件数(件)	183,205	198,104	200,126	271,571	294,611
	就職件数(件)	46,334	52,145	54,286	66,266	72,604
	就職率(%)	25.3	26.3	27.1	24.4	24.6
大阪府	新規求職申込件数(件)	7,860	7,556	10,746	12,101	13,317
	紹介件数(件)	11,578	11,204	17,439	20,129	21,838
	就職件数(件)	2,697	2,771	3,799	4,490	4,953
	就職率(%)	23.3	24.7	21.8	22.3	22.7
泉大津公共職業安定所	新規求職申込件数(件)	316	386	343	394	449
	紹介件数(件)	505	539	553	543	719
	就職件数(件)	139	150	156	171	204
	就職率(%)	27.5	27.8	28.2	31.5	28.4

資料：泉大津公共職業安定所

注：就職率は就職件数を紹介件数で除した百分率

母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府）による職業紹介等の状況

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
就業相談	相談件数(件)		399	382	491	419
	就業実績(件)		110	141	152	177
	就職率(%)		27.6	36.9	31.0	42.2
就業支援講習会	受講者数(人)		190	259	250	203
就業情報提供事業	情報提供件数(件)		543	492	638	642

資料：母子家庭等就業・自立支援センター

注：就職率は就職件数を相談件数で除した百分率

地域就労支援センターによる職業紹介等の状況

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
総数	新規相談件数		1,507	1,413	1,006	950
	紹介件数		235	172	109	94
	就職件数		113	61	25	30
	就職率(%)		48.1	35.5	22.9	31.9
母子家庭等	新規相談件数(件)		101	124	105	111
	紹介件数(件)		26	20	17	20
	就職件数(件)		19	10	4	6
	就職率(%)		73.1	50.0	23.5	30.0

資料：和泉市労働政策課

注：就職率は就職件数を紹介件数で除した百分率

無料職業紹介センターによる職業紹介等の状況

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
総数	新規相談件数			716	561	441
	紹介件数			461	505	269
	就職件数			212	182	79
	就職率(%)			46.0	36.0	29.4
母子家庭等	新規相談件数(件)			101	81	75
	紹介件数(件)			61	56	47
	就職件数(件)			42	37	22
	就職率(%)			68.9	66.1	46.8

資料：和泉市労働政策課

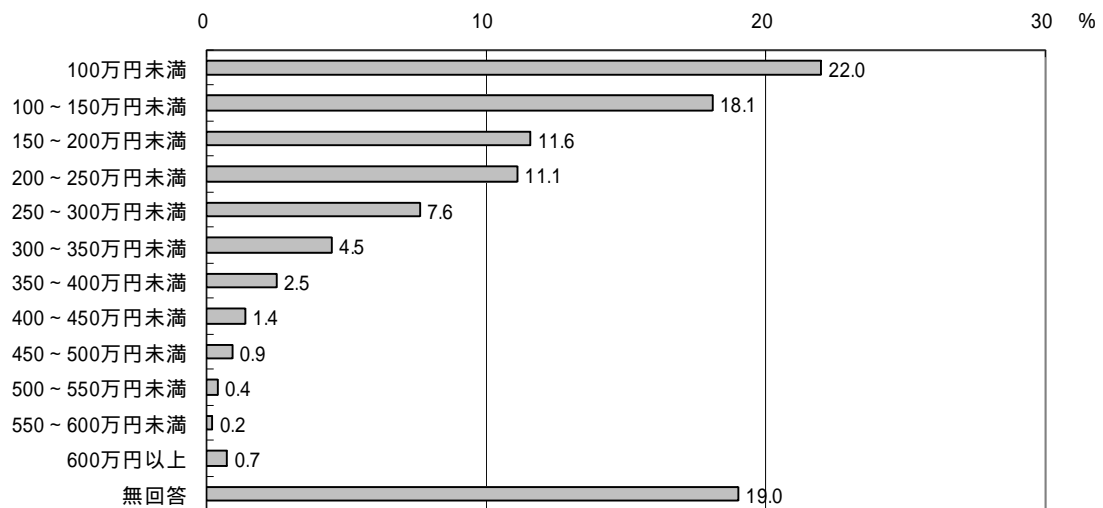
注：就職率は就職件数を紹介件数で除した百分率

5. 経済的状況について

(1) 母子世帯の年間総収入

本市における母子世帯の平成18年(1月～12月)の年間総収入は、「100万円未満」が22.0%で最も多く、次いで「100～150万円未満」が18.1%などとなっており、300万円未満で計70.4%を占めています。

母子世帯の平成18年(1月～12月)の年間総収入(母子世帯：N=1136)



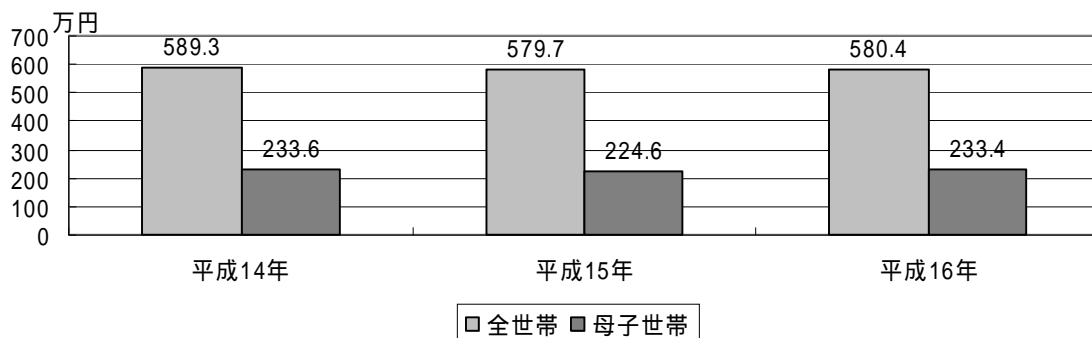
資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査(和泉市、平成19年8月)

1世帯当たり年間所得金額を全国平均でみると、平成16年で母子世帯233.4万円、全世帯580.4万円となっており、大きな格差があります。

世帯人員1人当たり平均所得金額を全国平均でみると、平成16年で母子世帯83.1万円、全世帯203.3万円となっています。

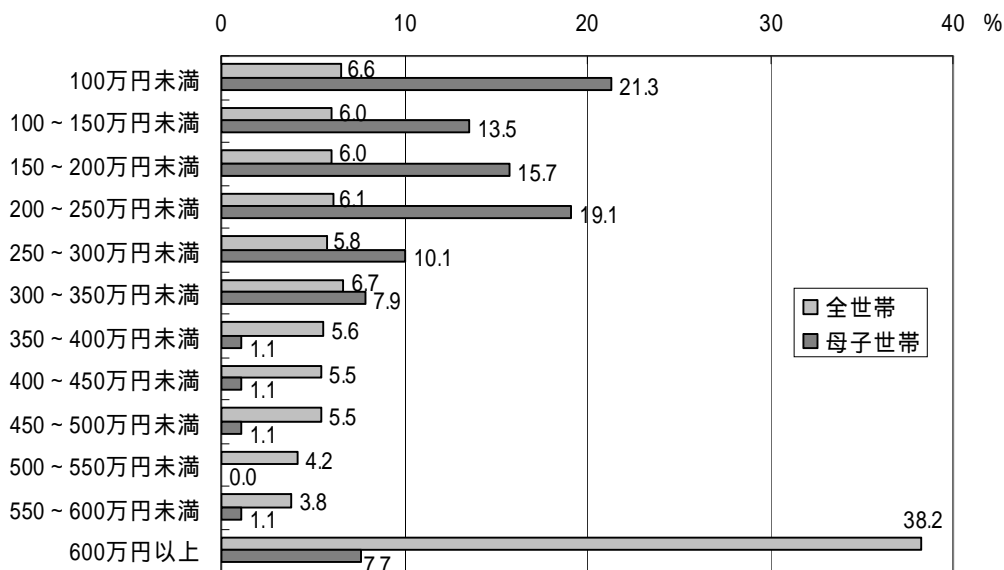
1世帯当たり年間所得金額の全国平均の分布をみると、300～350万円を境に母子世帯ではそれ以下の割合が全世帯平均より多くなっています。

1世帯当たり年間所得金額(全国)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成17年)
注：所得については前年1年間について聞いている。

1 世帯当たり年間所得金額の分布（全国）

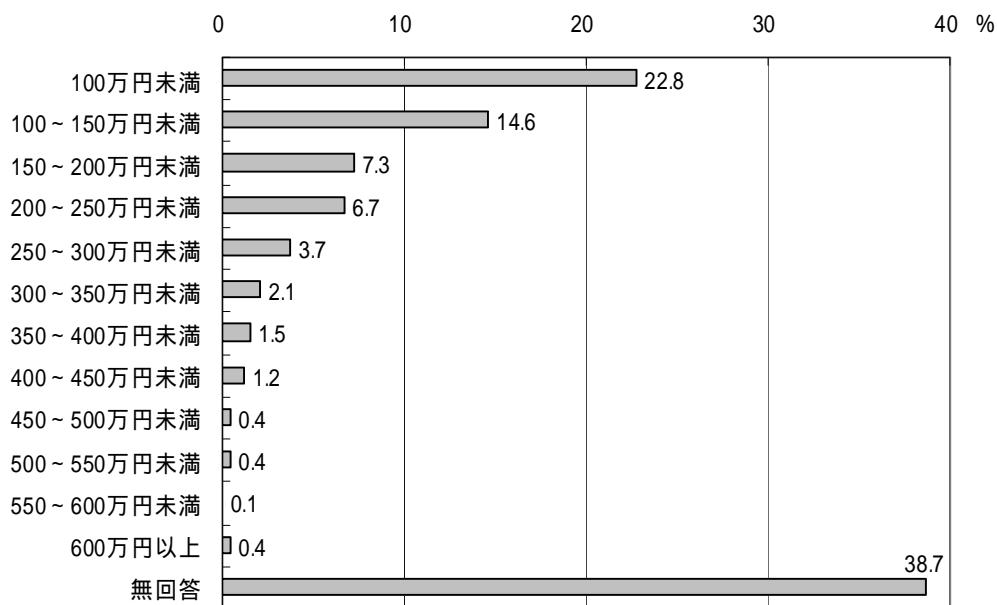


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成17年)

(2) 母子世帯の就労による年間収入

本市における母子世帯の平成18年(1月～12月)の就労による年間収入は、「100万円未満」が22.8%で最も多く、次いで「100～150万円未満」が14.6%などとなっており、300万円未満で計55.1%を占めています。

母子世帯の平成18年(1月～12月)の就労による年間収入(母子世帯：N=1136)



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査(和泉市、平成19年8月)

(3) 生活保護受給状況

全国の母子世帯の生活保護受給世帯数は増加しつつあり、また本市の母子世帯の生活保護受給世帯数も増加する傾向にあります。

母子世帯の生活保護受給状況

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
全国	世帯数(世帯)	75,097	82,216	87,478	90,531	
	増加率(対前年)		1.09	1.06	1.03	
大阪府	世帯数(世帯)	12,670	14,287	15,570	16,656	
	増加率(対前年)		1.13	1.09	1.07	
和泉市	世帯数(世帯)	266	293	297	318	360
	増加率(対前年)		1.10	1.01	1.07	1.13

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」(平成17年度)

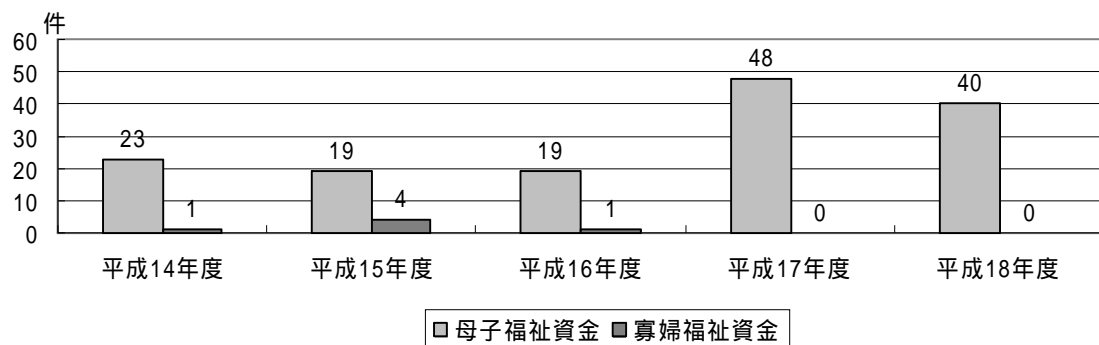
和泉市(各年度3月末現在)

(4) 母子寡婦福祉資金貸付

本市の母子寡婦福祉資金貸付件数は、平成17年度及び18年度において、それまでより2倍程度に増えています。

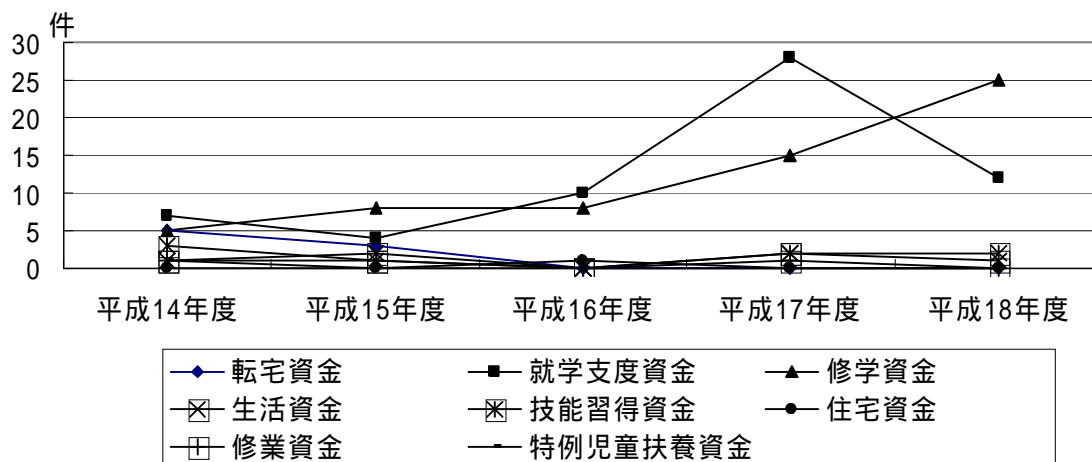
目的別にみると、平成18年度で就学支度資金及び修学資金が92.5%を占めています。

母子寡婦福祉資金貸付件数



資料：和泉市子育て支援室

母子寡婦福祉資金貸付件数（目的別）



資料：和泉市子育て支援室

母子寡婦福祉資金貸付件数（目的別）

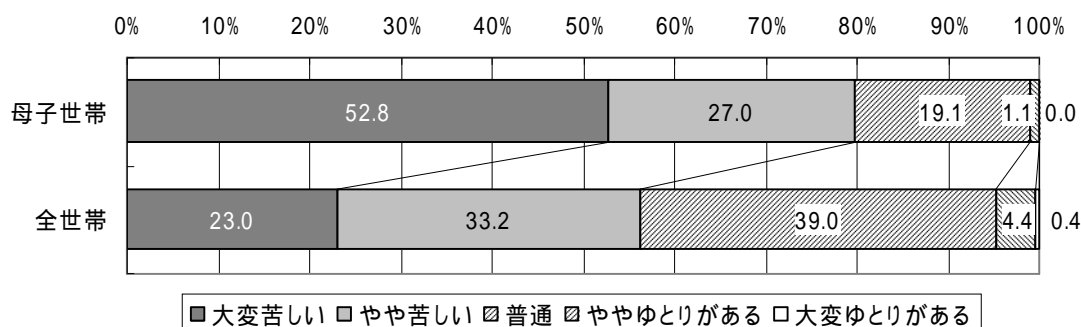
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
転宅資金	5	3	0	0	0
就学支度資金	7	4	10	28	12
修学資金	5	8	8	15	25
生活資金	1	2	0	2	1
技能習得資金	3	1	0	2	2
住宅資金	0	0	1	0	0
修業資金	1	1	0	1	0
特例児童扶養資金	1	0	0	0	0
合計	23	19	19	48	40

資料：和泉市子育て支援室

（5）暮らし向きについての意識

暮らし向きについての意識を国民生活基礎調査（平成17年、厚生労働省）でみると、母子世帯は「大変苦しい」が52.8%で全世帯と比べ29.8ポイント高く、「やや苦しい」を合わせると79.8%で全世帯と比べ23.6ポイント高くなっています。

暮らし向きについての意識（全国）



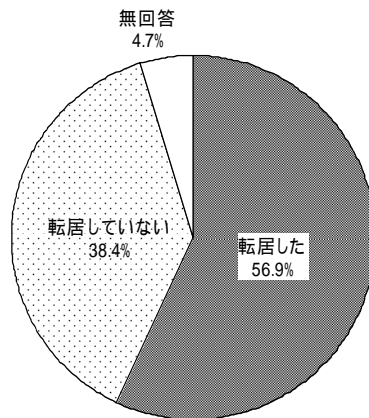
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成17年）

6. 住居の状況

母子家庭になった直後の転居経験

母子家庭になった直後の転居経験は、「転居した」が56.9%、「転居していない」が38.4%となっています。

母子家庭になった直後の転居経験（母子世帯：N=1136）

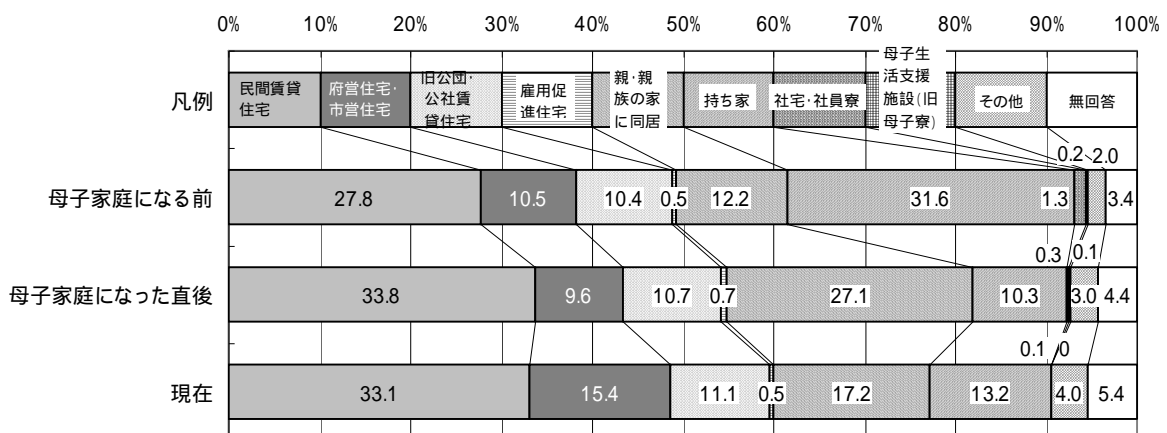


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

母子家庭の住居の変遷

母子家庭になる前からの住居の変遷をみると、母子家庭になる前は「持ち家」が31.6%で最も多かったのが、直後は「持ち家」が21.3ポイント減って10.3%となり、一方で「親・親族の家に同居」が14.9ポイント、「民間賃貸住宅」が6ポイント増え、それぞれ27.1%、33.8%となっています。現在は、「民間賃貸住宅」が33.1%、「親・親族の家に同居」が17.2%、「府営住宅・市営住宅」が15.4%などとなっています。本市では全国と比べ「持ち家」の割合が低く、「旧公団・公社賃貸住宅」及び「親・親族の家に同居」の割合が高くなっています。

母子家庭の住居の変遷（母子世帯：N=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

全国における母子世帯の住居の状況を平成 15 年の所有関係で見ると、「持ち家」が 20.6%で普通世帯と比べ 40 ポイント程度少なく、「借家総数」は 53.8%で普通世帯と比べ 17 ポイント程度高く、「同居」は 14.8%で 14 ポイント程度高くなっています。平成 18 年においては、「持ち家」が 14.1 ポイント増え 34.7%、「借家総数」は 5.7 ポイント低下し 48.1%となっています。

住居の状況（全国）

区分	総数	持ち家	借家総数					同居	その他	
			公営住宅	公社・公団住宅	借家	給与住宅	小計			
平成15年	母子世帯	1225.4 100	252.1 20.6	234.5 19.1	34.4 2.8	390.5 31.9	-	659.4 53.8	181.6 14.8	132.2 10.8
	普通世帯	47082.8 100	28665.9 60.9	2182.6 4.6	936.0 2.0	12561.3 26.7	1486.1 3.2	17166.0 36.5	191.1 0.4	28.8 0.1
平成18年	母子世帯	1517 100	527 34.7	227 15.0	41 2.7	461 30.4	-	729 48.1	120 7.9	141 9.3
	普通世帯									

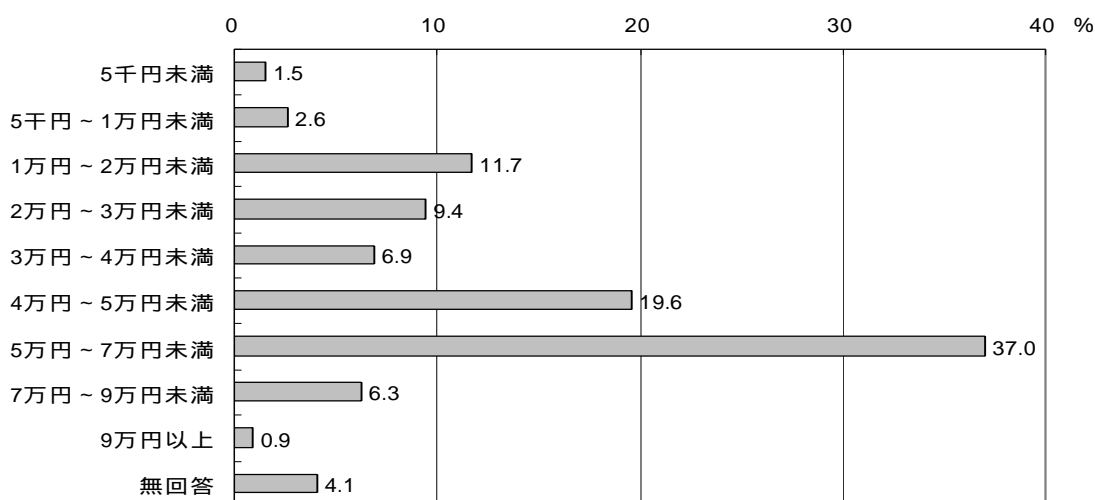
資料：母子世帯は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成 15 年・平成 18 年）
 普通世帯は、総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成 15 年）
 注：母子世帯の「その他」は、間借り、社宅等である。

母子家庭の賃貸住宅の家賃

母子家庭の賃貸住宅の家賃は、「5万円～7万円未満」が 37.0%で最も多く、次いで「4万円～5万円未満」が 19.6%、「1万円～2万円未満」が 11.7%などとなっています。

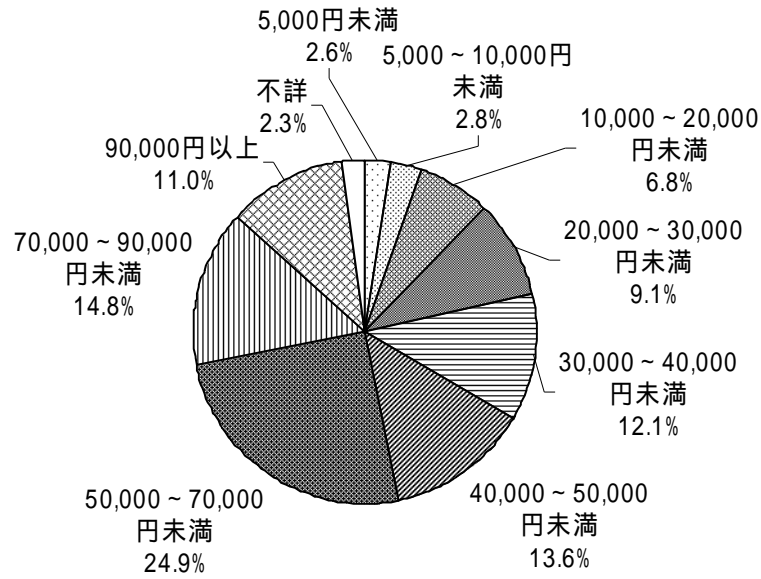
大阪府内の賃貸住宅の家賃をみると、50,000～70,000 円未満が 24.9%で最も多く、次いで 70,000～90,000 円未満が 14.8%、40,000～50,000 円未満が 13.6%などとなっています。

母子家庭の賃貸住宅の家賃（母子世帯：N=683）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成 19 年 8 月）

賃貸住宅（借家）の家賃（大阪府）

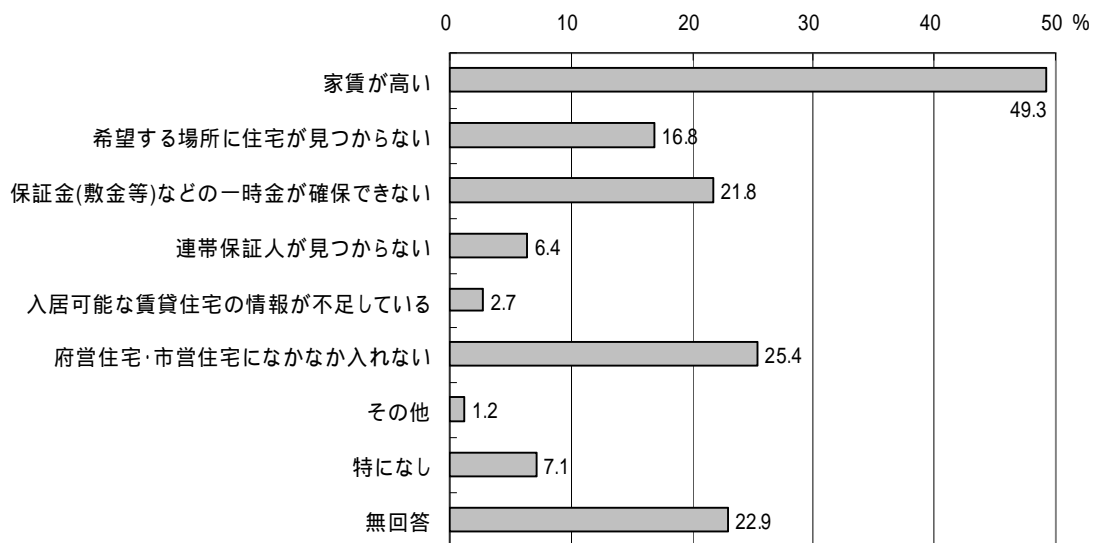


資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成15年)

母子家庭の賃貸住宅を探す時や入居時の困りごと

母子家庭の賃貸住宅を探す時や入居時の困りごとは、「家賃が高い」が49.3%で最も多く、次いで「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」が25.4%、「保証金（敷金等）などの一時金が確保できない」が21.8%などとなっています。

母子家庭の賃貸住宅を探す時や入居時の困りごと（母子世帯：N=1136、複数回答2）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

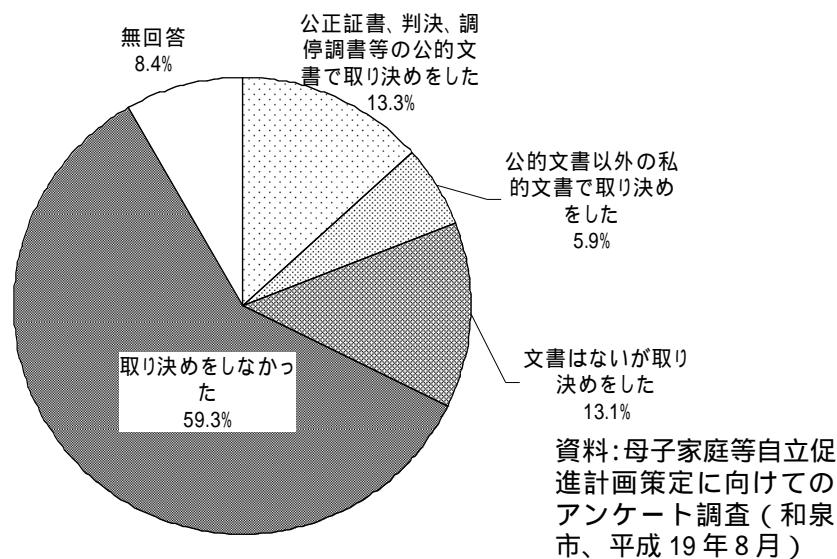
7. 養育費について

母子家庭の養育費の取り決め

離婚した方または未婚の方の母子家庭の養育費の取り決めについて、「取り決めをした」が32.3%、「取り決めをしなかった」が59.3%となっています。取り決めをした方の内訳は、「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が13.3%、「文書はないが取り決めをした」が13.1%、「公的文書以外の私的文書で取り決めをした」が5.9%となっています。本市では取り決めをした方の割合は全国よりもやや少ない傾向にあります。

全国の母子世帯において、離婚の際またはその後、子どもの養育費について取り決めをした者は38.8%で、取り決めをしなかった者は58.3%となっています。取り決めをした者のうち「文書あり」は63.5%、「文書なし」は35.2%となっています。

母子家庭の養育費の取り決め（母子世帯：N=1067）



母子世帯における養育費についての取り決めの有無（全国）

単位：上段；千世帯、下段；%

総数	養育費の取り決めをしている			養育費の取り決めをしていない	
	文書あり	文書なし	不詳		
1,209 100	38.8	63.5	35.2	1.3	58.3

資料：平成18年度全国母子世帯等調査結果報告書

養育費の支払期間

養育費の取り決めをした時点での支払期間は、「20歳になるまで」が45.5%で最も多く、次いで「18歳になるまで」が27.8%などとなっています。

養育費の支払期間（母子世帯：N=345）

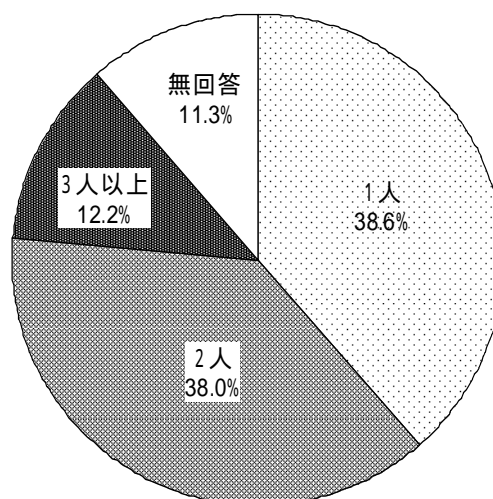
支払期間	世帯数	%
10歳まで	1	0.3
11歳 "	1	0.3
12歳 "	0	0
13歳 "	1	0.3
14歳 "	0	0
15歳 "	2	0.6
16歳 "	0	0
17歳 "	0	0
18歳 "	96	27.8
19歳 "	0	0
20歳 "	157	45.5
21歳 "	0	0
22歳 "	7	2
23歳 "	1	0.3
無回答	79	22.9
合計	345	100

資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

養育費対象の子どもの数

養育費対象の子どもの数は、「1人」が38.6%、「2人」が38.0%、「3人以上」が12.2%となっています。

養育費対象の子どもの数（母子世帯：N=345）

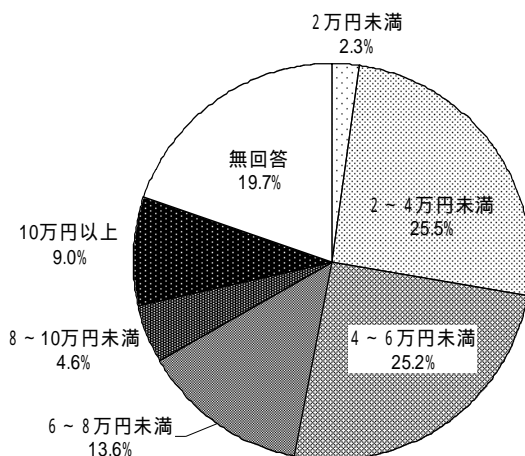


資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

養育費の合計月額

養育費の合計月額は、「2～4万円未満」が25.5%で最も多く、次いで「4～6万円未満」が25.2%、「6～8万円未満」が13.6%などとなっています。

養育費の合計月額（母子世帯：N=345）



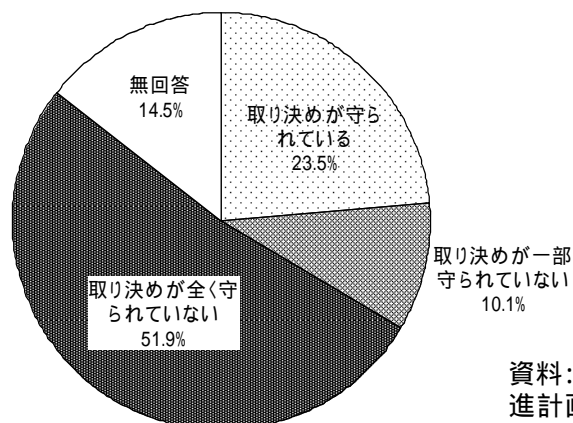
資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

養育費取り決めの履行状況

本市における母子家庭の養育費取り決めの履行状況をみると、「取り決めが守られている」のは23.5%のみで、「取り決めが一部守られていない」が10.1%、「取り決めが全く守られていない」は51.9%に至っています。本市は全国と比べて養育費取り決めが守られている割合はやや高くなっています。

全国の母子世帯において、養育費の受給状況をみると、「現在も養育費を受けている」は19.0%で、「養育費を受けたことがある」が16.0%、「養育費を受けなかったことがない」が59.1%となっています。

母子家庭の養育費取り決めの履行状況（母子世帯：N=345）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

母子世帯における養育費の受給状況（全国）

単位：上段；千世帯、下段；%

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
1,209	230	194	714	71
100	19.0	16.0	59.1	5.9

資料：平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告書

養育費の取り決めが守られていない理由（自由記述式）

養育費についての取り決めが守られていない理由については、195 人の回答がありました。

回答内容を分類したところ、取り決めが一部守られていない方 30 人については、「支払い能力がない」が 14 人(46.7%)で最も多く、次いで「連絡不能」が 2 人(6.7%)、「支払う意志がない」が 1 人(3.3%)、「元夫死亡」が 1 人(3.3%)となっています。残り 12 人は記述はありますが明確な理由は読み取れません。

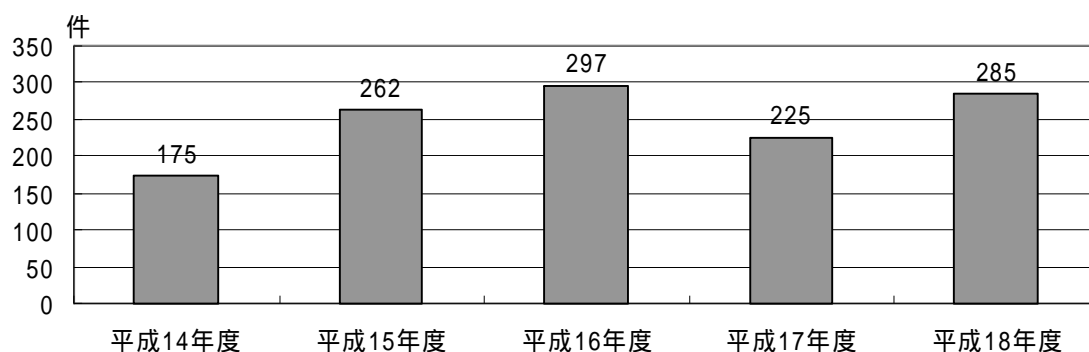
取り決めがまったく守られていない方 165 人については、「連絡不能」が 51 人(30.9%)で最も多く、次いで「支払い能力がない」が 47 人(28.5%)、「支払う意志がない」が 19 人(11.5%)、「連絡を取りたくない」が 2 人(1.2%)、「元夫死亡」が 2 人(1.2%)となっています。残り 44 人は記述はありますが明確な理由は読み取れませんでした。

8. 相談について

本市の母子家庭等の相談窓口となっている子育て支援室における相談件数は、平成18年度で285件となっています。

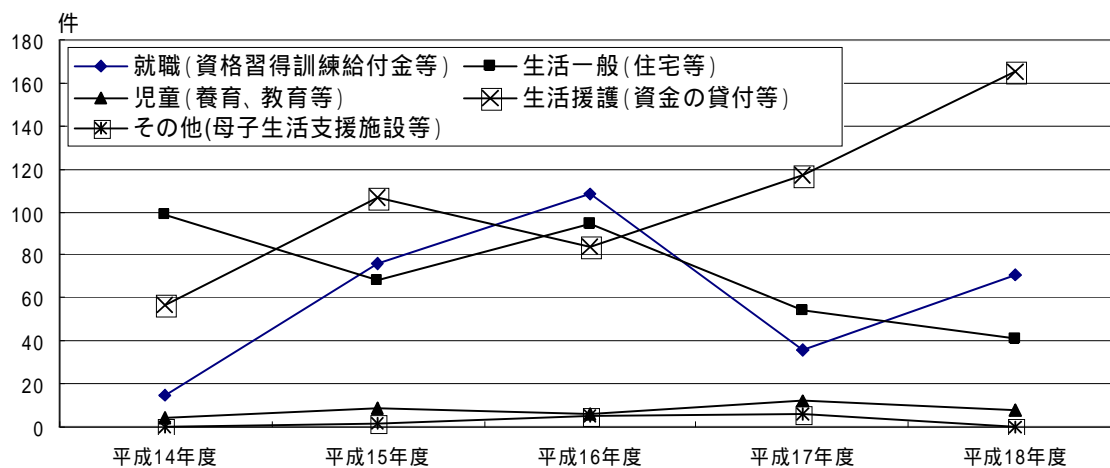
内容別にみると、母子・寡婦福祉資金の貸付及び資格習得訓練給付金に関する相談が増えています。

相談件数の推移



資料：平成14年度大阪府子ども家庭センター
平成15年度以降和泉市子育て支援室

相談件数の推移（内容別）



資料：平成14年度大阪府子ども家庭センター
平成15年度以降和泉市子育て支援室

相談件数の推移（内容別）

単位：件

		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
就 職	求職・転職	15	38	47	8	16
	資格習得訓練給付金	0	38	61	28	55
生活一般	夫の暴力（その他）	7	40	47	38	19
	借金（その他）	87	14	22	8	12
	住宅	2	14	25	7	10
	病気・医療	3	0	0	1	0
児 童	養育・養育費	4	3	1	1	5
	教育・非行	0	4	3	7	3
	保育所入所（その他）	0	2	2	4	0
生活援護	児童扶養手当	0	6	7	5	8
	生活保護	0	3	6	4	12
	税（その他）	0	6	0	2	1
	公的年金	0	1	0	0	1
	母子・寡婦福祉資金	57	91	71	106	143
その他	母子生活支援施設	0	1	2	4	0
	母子福祉施設の利用	0	1	2	2	0
	たばこ販売	0	0	1	0	0
合 計		175	262	297	225	285

資料：平成 14 年度大阪府子ども家庭センター
平成 15 年度以降和泉市子育て支援室

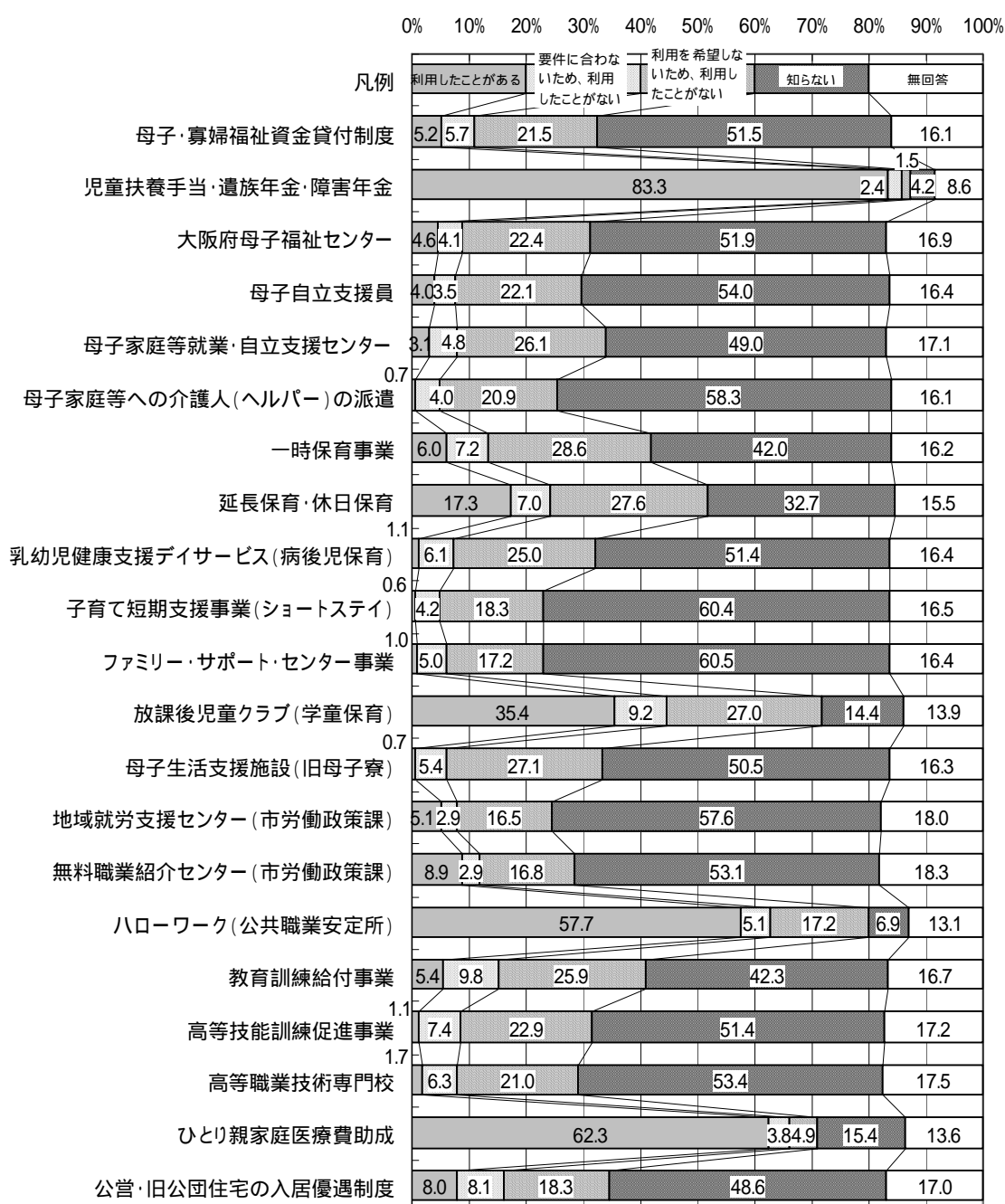
9. 各種支援制度・施策について

(1) 各種支援制度・施策の認知及び利用状況

各種支援制度・施策の認知及び利用状況をみると、「利用したことがある」のは「児童扶養手当・遺族年金・障害年金」が83.3%で最も多く、次いで「ひとり親家庭医療費助成」が62.3%、「ハローワーク(公共職業安定所)」が57.7%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が35.4%などとなっています。

上記以外の制度・施策については「知らない」という回答が多くなっています。

各種支援制度・施策の認知・利用状況(母子世帯：N=1136)



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査(和泉市、平成19年8月)

平成 18 年度全国母子世帯等調査結果によって、全国におけるひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況をみると、母子世帯、父子世帯とも「公共職業安定所」、「市町村福祉関係窓口」、「福祉事務所」の利用が多くなっています。

また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい公的制度等として、母子世帯では、「母子福祉資金」が 49.5%、「自立支援教育訓練給付金事業」が 39.8%、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が 37.4%、「公共職業能力開発校」が 34.6%、「高等技能訓練促進費事業」が 32.2%と就業関係が高い割合を示しています。父子世帯では、「福祉事務所」が 20.4%、「市町村福祉関係窓口」が 19.6%、「家庭児童相談室」が 17.2%などとなっています。

なお、表に記載はありませんが、生活保護の受給状況については、「受給している」が 9.6%となっています。

福祉関係の公的制度等の利用状況（全国）

単位：％

	母子世帯			父子世帯		
	利用しているまたは利用したことがある	利用していないまたは利用したことがない	左のうち今後利用したい	利用しているまたは利用したことがある	利用していないまたは利用したことがない	左のうち今後利用したい
福祉事務所	21.0	79.0	33.7	7.2	92.8	20.7
	14.9	85.1	24.9	5.9	94.1	20.4
市町村福祉関係窓口	30.9	69.1	36.8	12.8	87.2	18.3
	27.0	73.0	25.5	13.1	86.9	19.6
児童相談所	8.7	91.3	28.3	3.3	96.7	16.0
	7.1	92.9	24.5	3.4	96.6	13.6
家庭児童相談室	3.3	96.7	29.2	0	100	16.1
	4.1	95.9	24.7	0.7	99.3	17.2
母子自立支援員	10.7	89.3	35.2			
	4.4	95.6	17.4			
婦人相談所	2.5	97.5	29.0			
	3.7	96.3	24.4			
民生・児童委員	17.8	82.2	23.0	4.1	95.9	13.7
	13.8	86.2	18.1	3.5	96.5	15.4
母子福祉資金	10.5	89.5	51.9			
	8.7	91.3	49.5			
家庭生活支援員の派遣	0.6	99.4	18.2	1.7	98.3	6.0
	0.4	99.6	17.0	0.7	99.3	12.9
母子福祉センター	10.2	89.8	33.2			
	5.2	94.8	26.1			
母子生活支援施設	3.0	97.0	13.6			
	4.1	95.9	11.9			
公共職業安定所	39.2	60.8	46.0	14.5	85.5	18.9
	38.9	61.1	27.8	13.6	86.4	9.5
公共職業能力開発施設	4.5	95.5	38.9	0.8	99.2	12.0
	4.0	96.0	34.6	0.7	99.3	10.4
母子家庭等就業・自立支援センター事業	1.0	99.0	37.1			
	5.9	94.1	37.4			
自立支援教育訓練給付金事業	0.6	99.4	38.2			
	2.3	97.7	39.8			
高等技能訓練促進費事業	0.2	99.8	36.5			
	0.5	99.5	32.2			

資料：平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告書

注：上段は平成 15 年、下段は平成 18 年の割合である。

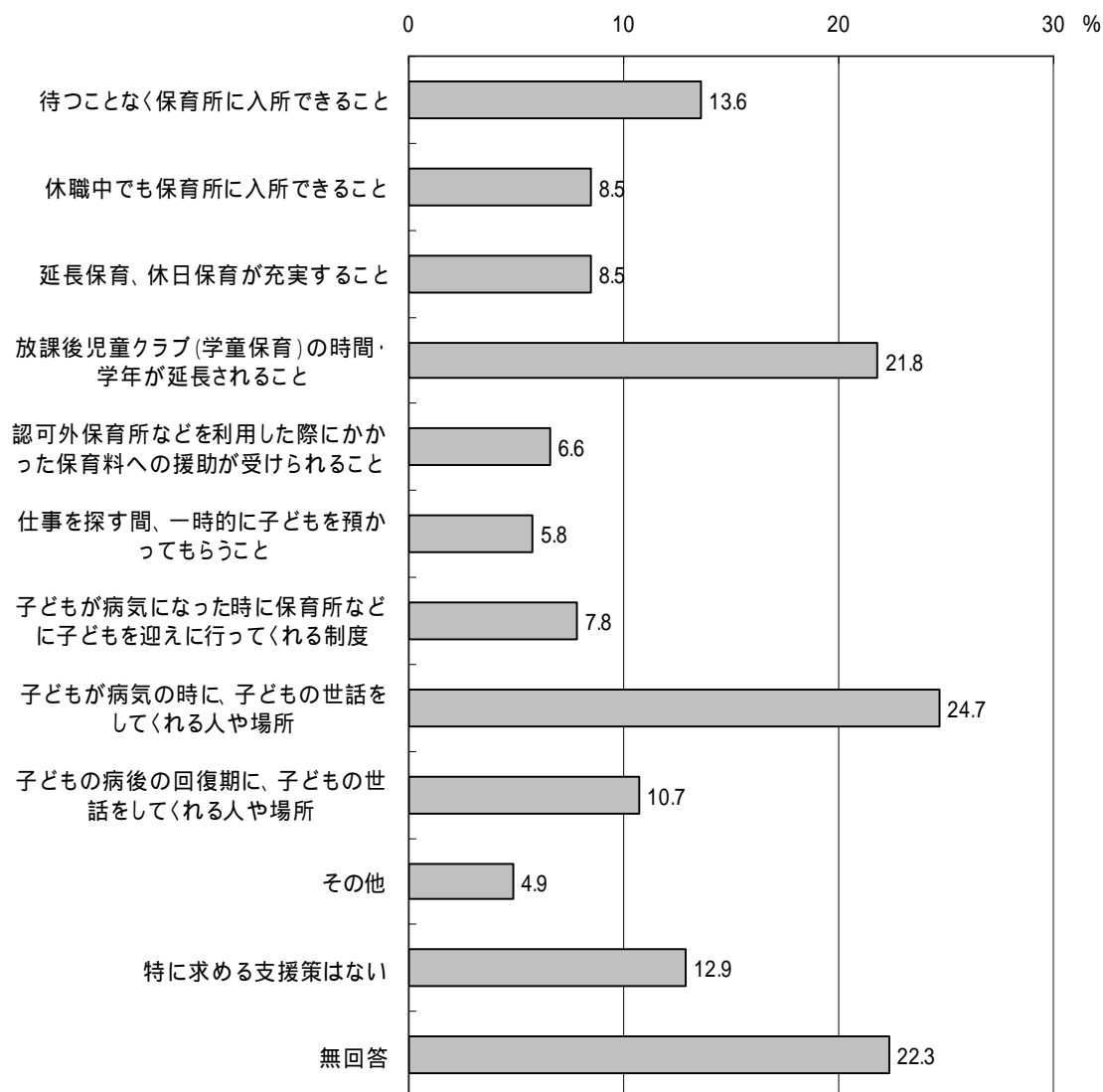
この表の割合は、不詳を除いた値である。

公的制度等の種別については複数回答。

(2) 育児に関する支援策

育児に関する支援策への要望を聞いたところ、「子どもが病気の時に、子どもの世話をしてくれる人や場所」が24.7%で最も多く、「放課後児童クラブ(学童保育)の時間・学年が延長されること」が21.8%などとなっています。

育児に関する支援策(母子世帯：N=1136、複数回答2)



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査(和泉市、平成19年8月)

10. 父子世帯及び寡婦のアンケート結果

(1) 父子世帯のアンケート結果

父親と世帯について

父子世帯の父親の年齢は、35歳～49歳の年代層で多数を占めています。父子家庭になってからの年数は、3年未満でみると30%程度、10年未満でみると90%程度となっています。父子家庭になった主な理由は離婚で85%程度を占めています。

父親の年齢

	回答数	比率(%)
30～34歳	2	15.4
35～39歳	4	30.8
40～44歳	1	7.7
45～49歳	4	30.8
50～54歳	2	15.4
計	13	100

資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

扶養している子どもの人数は1～2人が多く、子どもの就学段階は主に小学校から高校生以上まで幅広く分布しています。

現在、子ども以外の他の世帯員と、同居していない世帯が40%程度で、同居している世帯は60%程度であり、親・祖父母との同居が多くなっています。同居している他の世帯員との扶養関係は30%程度がなく、扶養している場合が50%程度です。

仕事と収入について

就業上の地位

就業上の地位の変遷をみると、臨時・パートが増え、常用勤労者が減る傾向があります。父子家庭になってから40%程度の父親が転職を経験し、回数は3回までとなっています。転職の理由は、子どもの面倒が十分に見れないことなどです。

父子家庭になる前後の就業上の地位

	前		直後		現在	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
事業主	3	23.1	4	30.8	3	23.1
常用勤労者	10	76.9	8	61.5	6	46.2
臨時・パート	0	0	1	7.7	4	30.8
その他	0	0	0	0	0	0
無職	0	0	0	0	0	0
計	13	100	13	100	13	100

資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

仕事と生活に関する悩み

仕事と生活に関する主な悩みは、収入が少なく生活が苦しいことなどとなっています。

現在の仕事の状況

働いている方の現在の仕事は、運輸・通信の仕事や製造・技能・労務の仕事などとなっています。

週当たりの労働時間は 40 時間～60 時間程度の範囲でほとんどを占めています。帰宅時間は、午後 6 時以前はなく、午後 6 時以降や一定でないとなっており、多くの父親が子どもが帰宅する時間までに帰宅できない状況にあります。

現在の仕事の勤続年数は、5 年未満でみると 40% 程度、10 年未満でみると 75% 程度を占めています。

求職活動の経験と問題

父子家庭になってから 50% 程度の方が求職活動を経験しています。仕事を探しているときの主な問題として、年齢制限があったことや、気軽に利用できる相談先、情報入手先がなかったことなどを指摘しています。

収入

世帯の平成 18 年（1 月～12 月）の年間総収入は、300 万円未満でみると 60% 程度を占めています。就労による年間収入は 300 万円未満でみると 50% 程度を占めています。

住居の状況について

父子家庭になった直後、45% 程度の方が転居を経験しています。しかし、所有関係で住居の変遷をみても顕著な変化はみられません。

賃貸住宅を探すときや入居時の困りごととして、主に、家賃が高い、府営住宅・市営住宅になかなか入れない、希望する場所に住宅が見つからないなどがあげられています。

養育費について

離婚した方または未婚の方で、養育費について取り決めをした方は 20% 程度で、取り決めをしなかった方は 80% 程度もいます。

各種支援制度・施策について

各種支援制度・施策の認知及び利用状況

各種支援制度・施策の認知及び利用状況をみると、利用したことがあるのは「ひとり親家庭医療費助成」が 90% 程度で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」及び「ハローワーク（公共職業安定所）」が 45% 程度などとなっています。

また、制度・施策が十分に周知されているとはいえない状況にあり、「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て短期支援事業（ショートステイ）」につ

いては知らない方が 50～60%程度となっています。

育児に関して要望する支援策

育児に関する支援策への要望を聞いたところ、待つことなく保育所に入所できること、放課後児童クラブ（学童保育）の時間・学年が延長されること、子どもが病気の時に子どもの世話をしてくれる人や場所、子どもの病後の回復期に子どもの世話をしてくれる人や場所などが挙げられています。

（2）寡婦のアンケート結果

寡婦と世帯について

寡婦の年齢は、65歳以上で80%程度を占めています。母子家庭であった期間は20年以上や10年未満など幅広く分布しています。寡婦になってからの年数は、10年～20年未満が40%程度で、20年以上が30%程度などとなっています。

寡婦の年齢

	回答数	比率(%)
50～54歳	1	4.2
54～59歳	1	4.2
60～64歳	3	12.5
65～69歳	8	33.3
70～74歳	5	20.8
75歳以上	6	25.0
計	24	100

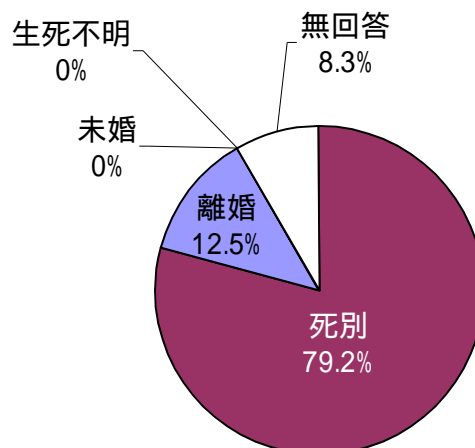
資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

母子家庭になった理由は、死別が80%程度を占めています。

母子家庭になった時に扶養していた子どもの人数は2人～3人が多く、子どもの就学段階は就学前から高校生以上まで幅広く分布していました。

現在他の世帯員と同居している寡婦は60%程度で、子どもや子どもの家族と同居している場合が多くなっています。同居者のいない寡婦は30%程度です。

母子家庭になった理由（寡婦世帯：N=24）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

仕事と収入について

就業の状況

寡婦の現在の就業上の地位は、無職が 50%程度、働いている人が 20%程度となっています。無職の方は年齢などの理由で働くことができないと考えています。

収入

世帯の平成 18 年（1 月～12 月）の年間総収入は、200 万円未満でみると 40%程度を占めています。就労による年間収入は、回答のあった方すべてが 250 万円未満となっています。

住居の状況について

母子家庭になってから 30%程度の方が転居を経験しています。ただし、無回答の方が 40%程度います。現在の住居は持ち家が 70%程度となっています。

現在困っていること

子どもに関する悩み

子どもに関する悩みについて、特にない方が 30%程度などとなっています。悩みのある方は、結婚問題、健康、食事について回答がありました。

困っていること

困っていることについて、特にない方が 40%程度などとなっています。困っている方は、仕事、家計、家事、健康について回答がありました。

相談や情報提供に関して必要なこと

相談や情報提供に関して必要なことについて、寡婦の支援に関する情報提供や相談が身近な場所で受けられることや、特にない方がそれぞれ 20%程度などとなっています。

11．母子家庭等自立促進のための課題のまとめ

(1) 就業の向上

アンケートでは、母子世帯の母親の年齢は 30～44 歳の年代層が多数を占めています。年齢的にも再就職が難しい方が多いといえます。

就業上の地位

就業上の地位の変遷をみると、無職が減り、臨時・パート及び常用勤労者が増えています。現在、82.1%が就業しており、15.5%が無職です。

母子家庭になってから 58.7%の母親が転職を経験し、6 回以上の経験者も 3.3% います。転職の主な理由は、収入がよくない、労働時間があわない、子どもの面倒が十分に見れないなどです。

平成 18 年度の全国母子世帯等調査によると、母子世帯では、母子世帯になる前と後で就業率が 69.3%から 84.5%に高まり、一方、父子世帯では、父子世帯になる前と後で就業率は 98.0%から 97.5%へとほぼ一定しています。これは、母子世帯になったために経済的にひっ迫するためであるからと考えられます。

また、母子世帯の母親の従業上の地位をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合がやや低下し、家族従業者及び派遣社員の割合がやや高まっています。これは一般的な雇用環境の悪化に加え、母子世帯という事情による常用雇用の難しさに起因していると考えられます。

仕事と生活に関する悩み

仕事と生活に関する主な悩みは、収入が少なく生活が苦しい、休日は身体を休めることがほとんどで自由な時間がない、収入をもっと増やしたいがどのようにしたらよいかわからないなどとなっています。

現在の仕事の状況

働いている方の現在の仕事は、事務的な仕事や専門知識・技術を生かした仕事が多く、営業・販売の仕事、サービスの仕事などがそれらに続いています。

週当たりの労働時間は 20 時間～50 時間の範囲でほとんどを占めています。帰宅時間は、午後 6 時以前が 34.1%、午後 6 時～8 時が 33.4%、一定でない 20.7%などとなっており、多くの母親が子どもが帰宅する時間までに帰宅できない状況にあります。

現在の仕事の勤続年数は、5 年未満でみると 70.4%、10 年未満でみると 90.4%を占めています。

無職の理由と今後の就業意向

母子家庭になった直後もしくは現在無職の方が無職になった主な理由は、子どもの保育の手立てがなかった、自分が働ける健康状態ではなかった、時間・曜日について条件の合う仕事なかったなどです。

現在無職の方は、35.8%が今すぐに働きたいと思い、52.8%が今は働けないがそのうち働きたいと考えており、意欲を持っています。仕事に就く場合に重視するこ

とは、土・日・祝日に休めること、十分な収入が得られること、休暇が取りやすいなどとなっています。

求職活動の経験と問題

母子家庭になってから、73.3%の方が求職活動を経験しています。仕事を探しているときの主な問題として、資格・技能が合わなかった、母子家庭であることが問題になった、年齢制限があったなどを指摘しています。

習得したい技術等

今後習得したい技術等としては、パソコン操作技術、介護技術、医療事務などへの要望が高くなっています。特にないという方も21.7%います。

就業上の相談

就業のための公的な相談窓口の状況をみたところ、母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府）で母子世帯の母親等から相談を受け、事業所を紹介したうち就職につながった件数の割合（以下、「就業率」という。）は42.2%で増加傾向にあり、泉大津公共職業安定所での就業率は28.4%で安定しており、市の地域就労支援センターでの就業率は30.0%、無料職業紹介センターでの就業率は46.8%となっています。

平成18年度の全国母子世帯等調査によって福祉関係の公的制度等の利用状況を見ると、母子・父子とも公共職業安定所利用率が高く、また母親の今後の意向として、母子家庭等就業・自立支援センターや自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業等への利用希望が高くなっています。

就業支援

このようなことから、収入の安定と向上のために、常用雇用を目指した能力向上や就労あっせん等の就業支援の充実や事業主への母子家庭等の雇用促進の啓発などが必要です。また、仕事を継続させていくために、子育てや家事とのバランスを確保できるような支援の充実が必要です。

（2）養育費の確保

アンケートでは、離婚した方または未婚の方で、養育費について取り決めをした方は32.3%で、取り決めをしなかった方は59.3%もいます。養育費の取り決めをした時点での支払い期間は、20歳までが45.5%、18歳までが27.8%となっています。養育費対象の子ども数は1人が38.6%、2人が38.0%、3人以上が12.2%となっています。養育費の合計月額額は、2～4万円未満が25.5%で最も多く、次いで4～6万円未満が25.2%、6～8万円未満が13.6%などとなっています。養育費取り決めの履行状況を見ると、守られているのは23.5%のみで、一部守られていないが10.1%、全く守られていないは51.9%に至っています。養育費取り決めが守られていない主な理由は、連絡不能や支払い能力がないことです。

平成18年度の全国母子家庭等実態調査によると、養育費の取り決めが行われているのは38.8%の世帯で、養育費を受けている世帯は全体の19.0%に過ぎません。

本市は全国と比べて養育費取決めが守られている割合はやや高くなっていますが、

低いという状況には変りがなく、養育費の確保に向けての養育費受給相談の充実などの支援策が必要となっています。

(3) 収入の向上

アンケートでは、母子世帯の平成 18 年(1月～12月)の年間総収入は、100万円未満、100～150万円未満の層が多く、300万円未満でみると70.4%を占めています。就労による年間収入も同様に、100万円未満、100～150万円未満の層が多く、300万円未満でみると55.1%を占めています。

平成 17 年の国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平成 16 年の世帯当りの年間所得は 233.4 万円、世帯人員 1 人当たり 83.1 万円で、いずれも全世帯平均の 3 分の 1 程度となっています。年間所得の分布をみると、300 万円未満で約 80%を占めています。また、母子世帯の生活保護世帯は、本市でも年々増加しています。

本市では、母子寡婦福祉資金貸付件数も平成 17 年度からはそれまでの 2 倍に増加しています。貸付の目的は子どもの就学支度資金や修学資金でほとんどを占めています。

暮らし向きについての意識をみると、約 80%の母子世帯が苦しいと感じており、母子世帯の家計はきわめて厳しい状況にあることがうかがえます。

このようなことから、就業支援の充実などにより、母子家庭の収入の向上を図ることが必要です。

(4) 子育て環境の充実

アンケートでは、母子世帯の母親が扶養している子どもの人数は 1～2 人が多く、子どもの就学段階は保育園児・幼稚園児から高校生以上まで幅広くなっています。現在、子ども以外の他の世帯員と、同居していない世帯が 72.4%で、同居している世帯は 23.9%であり、親・祖父母との同居がほとんどです。このように多くの母子世帯では子育てを 1 人で担わなければならない状況にあります。

アンケートでは、育児に関する支援策について、子どもが病気の時に子どもの世話をしてくれる人や場所、放課後児童クラブ(学童保育)の時間・学年が延長されることなどへの要望が高くなっています。

(5) 住居費負担の改善

アンケートでは、母子家庭になった直後、56.9%の方が転居を経験しています。住居の変遷をみると、民間賃貸住宅や、親・親族の家に同居、府営住宅・市営住宅の割合が増え、持ち家の割合が減っています。賃貸住宅の家賃は、5万円～7万円が多く、4万円～5万円などが続いています。賃貸住宅を探すときや入居時の困りごととして、主に、家賃が高い、府営住宅・市営住宅になかなか入れない、保証金(敷金等)などの一時金が確保できないなどがあげられています。

平成 15 年度の全国母子世帯等調査及び住宅・土地統計調査によって、母子世帯の

住居の所有関係をみると、平成 15 年の持ち家の割合は 20.6%で普通世帯と比べて 40 ポイント程度少なく、借家の割合は 53.8%で普通世帯と比べて 17 ポイントも高くなっています。借家のうち公営住宅の割合は普通世帯よりも高いものの、民間借家の割合は普通世帯と同程度の 31.9%となっています。大阪府内の平成 15 年の民間借家の家賃をみると、5 万円～7 万円が最も多く、その前後を含めた 4 万円～9 万円の家賃価格で 50%を超えています。

母子世帯は収入が低い上に家賃の負担は普通世帯と変わらない状況があり、住居費が家計を圧迫していることがうかがえます。

このようなことから、母子家庭等の住居確保についての公的な支援の充実が必要です。

(6) 相談支援の充実

母子・父子世帯の置かれている厳しい状況から、市への相談件数も近年は 300 件近くになっています。特に、母子・寡婦福祉資金貸付についての相談は平成 18 年度で総件数の約 50%を占めています。また、就業に関わる資格習得訓練給付金も 20%を占めています。このように、家計のやりくりや収入の向上のための就業などの相談が大きなウエイトを占めています。

子育て支援室における相談の中では夫からの暴力に関わるものがあり、またアンケートでは求職中に「母子家庭であることが問題になった」が約 40%あるなど、人権に関わる問題もみられます。

このような状況を踏まえ、相談窓口の充実や人権の尊重・啓発を図ることが必要です。

(7) 各種支援制度・施策の周知と充実

アンケートでは、各種支援制度・施策の認知及び利用状況をみると、「児童扶養手当・遺族年金・障害年金」や「ひとり親家庭医療費助成」、「ハローワーク（公共職業安定所）」、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用度が高くなっています。上記以外の制度・施策については知らない方が多くいます。

各種支援制度・施策の周知を図り、支援・サービスが必要な方の利用を高めることが必要です。

・基本理念と目標

1．基本理念

母子家庭等はたいへん厳しい状況に置かれています。母子家庭等になった直後は、子育てや家事を親1人で抱えながら、住居を探し、生計のために就労先を確保し、それ以後も子育てや就業を継続していかなければなりません。しかしながら、雇用環境が厳しく、また女性への差別が残されている社会においては、子どもを抱えた母親等を受け入れる余地が十分にあるとはいえません。子どもの乳幼児期には医療費や子育ての負担もあり、成長するにつれて教育費の負担も増えてきます。

このため、母子家庭等の方の人権が尊重され、母子家庭等が就業を通じて自立し安定した生活をめざすために、さまざまな支援策を講じていくことが求められています。

子育て環境づくりについては、和泉市次世代育成支援対策行動計画に基づき、「地域が“子育て・親育て”応援隊そして子どもの笑顔が未来につづく子育て元気都市いずみ」を基本理念として、推進しています。そして、母子家庭等の方が、安心して子育てしながら、就業を通じて安定した生活を送ることができるよう施策を講じていくことが必要です。

このような考え方から、本計画の基本理念を次のように定めます。

母子家庭等が安心して子育てしながら
いきいきと自立し安定した生活が実現できるまち・いずみ

2．目標

基本理念に基づき、次の6つの目標を設定し、施策を推進していきます。

(1) 相談機能・情報提供の充実

母子家庭等の就業や生活の面でのさまざまな悩みや課題に対応するため、各種相談及び情報提供の充実を図ります。

(2) 就業支援の推進

子育てをしながら経済的な安定を図るための就職や起業等に向けて、相談・支援体制の強化や職業能力の向上、就労あっせん等の就業支援を推進します。

(3) 子育て・生活支援の推進

育児・家事・介護等の負担を軽減するため、保育サービスの充実をはじめとする子育て支援の充実や緊急時の日常生活支援を推進するとともに、生活の場の確保のための支援を推進します。

(4) 養育費の確保

子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取決めや取得の促進のための支援を図ります。

(5) 経済的支援の充実

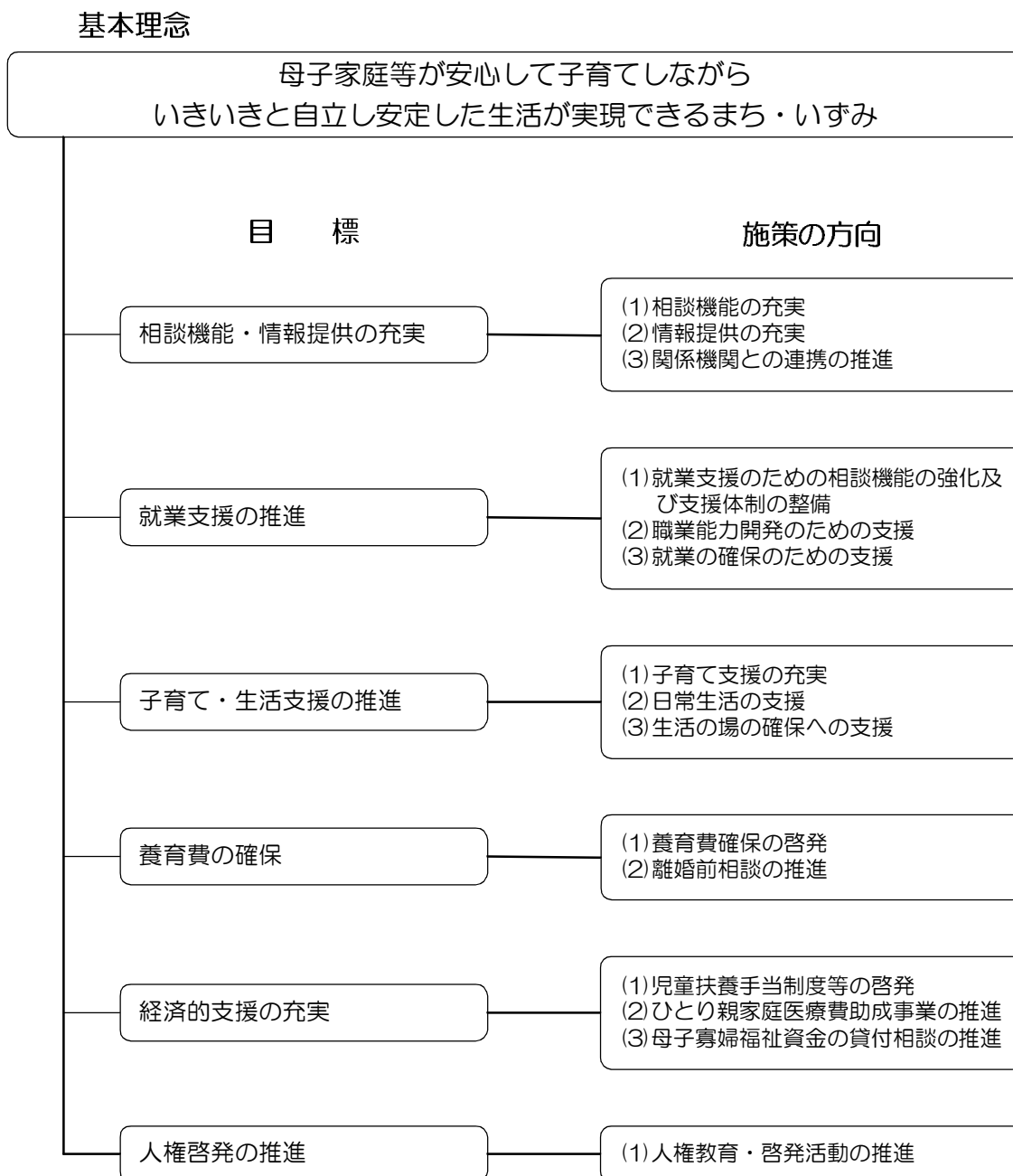
一般世帯に比べて収入が少ない母子家庭等のために、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成等の経済的な支援を図ります。

(6) 人権啓発の推進

母子家庭等への差別や偏見を解消するため、人権教育や人権啓発を推進します。

3. 施策体系

基本理念及び目標に基づいて、今後下記の施策を推進していきます。



・施策の展開

施策体系に基づき、下記の施策を推進します。なお、大阪府が実施する施策との連携を図ります。

1. 相談機能・情報提供の充実

(1) 相談機能の充実

母子家庭等においては、さまざまな悩みを抱え込む場合が多くあります。子育て、教育、雇用、就業、養育費、住居等多様な相談が必要となっており、また法律などの専門的な助言が必要な場合もあります。

このため、母子自立支援員をはじめ多面的な相談窓口を整備・充実し、必要な場合は、関係機関へとつないでいきます。

施策名	内 容	関係課・機関
母子自立支援員による相談	母子家庭及び寡婦に対し、専門的知識を有する母子自立支援員が、総合的な相談窓口として、生活の安定、自立のための相談やそれぞれが抱える様々な問題の相談に応じます。また、各種研修等を通じて母子自立支援員の資質の向上を図ります。	子育て支援室
家庭児童相談	育児や家庭の悩み、虐待などについて、家庭児童相談員やなんでもアドバイザーが相談に応じます。	子育て支援室
市民相談	日常生活のさまざまな問題について、市職員が相談に応じます。	市民相談室
無料法律相談	訴訟などの法律に関することについて、弁護士が相談に応じます。	市民相談室
労働相談	年金・労災や就業規則等について、社会保険労務士が相談に応じます。	労働政策課
職業相談	関係機関と連携し、求職活動をされている方の相談に応じます。	労働政策課
就労支援相談	働く意欲があり、積極的に仕事を探しているにもかかわらず、さまざまな事情で就職できない方を対象に、相談に応じます。	労働政策課

施策名	内 容	関係課・機関
人権相談	さまざまな人権に関する問題が生じた場合、人権擁護委員が相談に応じます。	人権国際課
女性問題総合相談	夫婦の問題や子どもの問題など、女性問題に起因する相談に女性カウンセラーや女性弁護士が応じます。また女性相談員による電話相談も受け付けます。	男女共同参画課
教育相談	学校や家庭での教育問題に教育相談員が応じます。	教育委員会指導室
土日・夜間相談	ひとり親家庭の方の子どもの養育に関する相談や健康管理の相談、その他生活全般のさまざまな相談に電話で応じます。	大阪府

(2) 情報提供の充実

多くの母子家庭等の制度・施策が実施されていますが、十分に認知されているとはいえません。支援・サービスが必要な方に的確に情報が届くことが必要です。

このため、各種相談窓口や広報紙・ホームページ等において情報提供を充実します。

施策名	内 容	関係課・機関
各種相談の場での情報提供	各種相談の場において、母子家庭等に必要な情報を提供します。	関係各課
広報紙・ホームページでの情報提供	広報紙やホームページで必要な情報提供を行います。	子育て支援室
現況届時における情報提供	児童扶養手当の現況届送付時や提出時に、保護者が情報を入手できるよう努めます。	子育て支援室
労働・就業情報の提供	年金・労災や就業規則、求職等について必要な情報提供を行います。	労働政策課

(3) 関係機関との連携の推進

母子家庭等においては、地域の身近なところで相談ができることや、広域でのより専門的な相談の場も必要です。

このため、地域の民生委員児童委員や大阪府等との連携により、相談・情報提供を推進していきます。

施策名	内 容	関係課・機関
民生委員児童委員・主任児童委員による相談	生活上のことや子どものことなどの相談に民生委員児童委員・主任児童委員が応じます。	生活福祉課
和泉市母子福祉会との連携	和泉市母子福祉会と連携することにより、会員相互の協力や情報の共有などを通じて母子家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援室
大阪府子ども家庭センターとの連携	大阪府子ども家庭センターとの連携により、母子家庭等の抱えている問題の解決を図っていきます。	子育て支援室
大阪府母子福祉推進委員による相談	地域の身近な相談者として、おおむね小学校の通学区域ごとに1名ずつ府知事が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じます。	大阪府
大阪府母子福祉センター(社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会)	府内に住む母子家庭の母、寡婦の方を対象に、母子家庭の自立を支援するための就業相談やその他の相談事業を実施するほか、共に楽しめる行事や催しも行います。	大阪府

2. 就業支援の推進

(1) 就業支援のための相談機能の強化及び支援体制の整備

母子家庭等においては、子育てなどと両立させながら就職先を見つけ、就業を続けていくことにはたいへんな困難が伴います。

このため、それぞれの事情に応じてきめ細かな就業支援ができるよう、母子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、安定した就業の確保に努めます。

施策名	内 容	関係課・機関
母子自立支援員による就業支援相談	母子家庭の母及び寡婦に対し、母子自立支援員が就業のための相談に応じます。	子育て支援室
母子自立支援プログラム策定事業の推進	児童扶養手当受給者等の個別の状況・ニーズに応じ、自立支援計画を策定し、公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関との連携により就業支援の推進を図ります。	子育て支援室
地域就労支援事業の推進	働く意欲・就業希望がありながら、雇用・就業を妨げるさまざまな阻害要因を抱える就職困難者に対して、相談者に応じた就業支援を行い、雇用・就業につなげます。	労働政策課
無料職業紹介センター	働く意欲はあるが、年齢、身体的機能、家族構成、出身地等さまざまな理由によって雇用・就労に結びつかない就職困難者を中心に職業紹介・あっ旋を行います。	労働政策課
公共職業安定所等との連携	就業支援にあたり、公共職業安定所等との連携を図ります。	労働政策課
生活保護受給者等就労支援事業	生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の自立を支援するため、職業安定所と福祉事務所のコーディネーターにより本人の希望、能力、適性等を勘案し、選定された就労支援メニューに基づき、きめ細かな自立・就労支援を実施します。	生活福祉課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	専門的な知識のある相談員により、就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催、養育費用問題をはじめとした法律相談を行うなど、母子家庭及び寡婦への一貫した就業支援サービスの提供や、生活支援を行う就業・自立支援センターを推進します。	大阪府

(2) 職業能力開発のための支援

結婚・出産・育児のために退職し、また就職経験もなく、その後母子家庭等になったことで就職や起業が必要になった方は、さまざまな資格・能力の獲得を必要としています。

このため、母子家庭等において就職や起業のために必要な資格取得や能力向上のための機会の充実を図ります。

施策名	内 容	関係課・機関
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の推進	母子家庭の母の就業を促進するために、市が指定する教育訓練給付講座を受講した母子家庭の母に対して、受講料の一部を支給します。	子育て支援室
母子家庭高等技能訓練促進事業の実施	母子家庭の母が、看護師、介護福祉士、保育士等就業に際して有利で、経済的な自立の効果が高い資格を2年以上養成機関において修業し取得する場合、安定した修業環境を整えるために、修業期間の最後の1/3の期間において、給付金を支給します。	子育て支援室
技能習得期間中の生活資金貸付相談(母子寡婦福祉資金貸付)	公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活の安定のため、母子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)の無利子貸付を行います。	子育て支援室
就労困難者等職業能力開発事業	働く意欲がありながらさまざまな要因のため、雇用・就労ができない就労困難者等の職業能力の開発、向上をめざす講習会を開催します。また、企業の求人ニーズを把握し、講習講座の内容の見直しや充実に努めます。	労働政策課
チャレンジ支援講座	女性の社会参加や再就職を促進するため、各種講座を開催します。	男女共同参画課
就業支援講習会	母子家庭の母及び寡婦が、就職の際に有利になるような資格や技術の取得を目的として、就業支援講習会を実施します。	大阪府

(3) 就業の場の確保のための支援

母子家庭等においては、資格取得や能力向上を図っても、実際に就職できる企業等がなければ就業につながりません。

このため、就労困難層である母子家庭等への理解を事業所に求めるとともに、実

際に雇用を促進するための制度の周知・普及を図ります。

施策名	内 容	関係課・機関
事業主への雇用促進の啓発	事業所の就労困難者の雇用に対する理解を深めるための啓発活動の推進を図ります。	労働政策課

3. 子育て・生活支援の推進

(1) 子育て支援の充実

ひとり親家庭では、子育てを主に1人で担っているため、就業時間や緊急時の子どもの保育の充実が求められています。

このため、保育所に優先的に入所できるようにしたり、緊急時や病後時等さまざまな状況に応じて多様な保育サービスを提供する等、子育て支援の充実を図ります。

施策名	内 容	関係課・機関
保育所優先入所の推進	ひとり親家庭の保護者が安心して就業することができるよう、保育所への優先入所を推進します。	子育て支援室
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児保育の推進 産後休暇明けや育児休暇明けの低年齢児等の受入れ体制の充実に努めます。 ・延長保育 母子家庭等の保護者の多様な就業時間に対応できるよう保育時間延長の充実に努めます。 ・夜間保育 延長保育時間を越える保育に対応する夜間保育の充実に努めます。 ・休日保育 保護者が仕事等により、休日において保育が困難になった場合、保育所で一時的に預かる休日保育の充実に努めます。 ・一時保育 保護者が傷病、災害、事故、出産等、社会的にやむを得ない事情により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となった就学前児童を保育するサービスの充実に努めます。 ・特定保育 親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、就学前児童を対象に、週2～3日程度保育するサービスの充実に努めます。 	子育て支援室

施策名	内 容	関係課・機関
乳幼児健康支援一時預かり事業	保育所等に通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な間、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援室
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が共に会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する互助型支援組織による子育て支援を推進します。	子育て支援室
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)実施	保護者の疾病・出産看護・事故災害等で児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育します。	子育て支援室
子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が仕事などで帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設で午後 10 時頃まで一時的に養育します。	子育て支援室
地域子育て支援センター事業	主に在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所・幼稚園児童との交流、育児相談等を通じて、地域での子育て支援を行います。	子育て支援室
いずみ・エンゼルハウス事業(つどいの広場)	主に 0～3 歳の乳幼児をもつ子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感を得るとともに、問題解決の糸口となるような機会や場等の提供を行います。	子育て支援室
育児支援家庭訪問事業	乳幼児の養育が困難な家庭に対して、訪問による支援により、個々の家庭の抱える養育上のさまざまな問題の解決・軽減を図ります。	子育て支援室
家庭支援推進保育所事業	配慮を要する入所児童やその家庭、及び在宅の子育て家庭に対して、家庭訪問等により支援します。	子育て支援室
留守家庭児童会運営事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供しその健全な育成を図ります。	生涯学習課

(2) 日常生活の支援

母子家庭等においては、一時的に家事や保育に支障が生じた場合や、父親の家事能力の向上や情報交換等における支援が必要です。

このため、日常の家事、保育、介護等を支援するため、その能力の向上を含めたサービスの提供を図ります。

施策名	内 容	関係課・機関
日常生活支援事業の推進	母子家庭等の親が、自立するための就学や疾病等により、一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し、家事、保育、介護サービス等を行い、日常生活の安定を図ります。	大阪府
男性の家事実践講座や男性のネットワークづくり	幅広い男性層に対して料理教室や、男性同士の情報交換や交流等ネットワークづくりを促進します。	男女共同参画課

(3) 生活の場の確保への支援

母子家庭等になった直後に住居が必要になったり、収入に応じて低家賃の住宅が必要になったりします。

このため、公営住宅の福祉世帯向けの募集を確保するなど生活の場の確保を支援します。

施策名	内 容	関係課・機関
公営住宅入居等についての啓発	公営住宅の福祉世帯向けの募集制度について、啓発を推進します。	建築住宅課
市営住宅の福祉世帯向けの募集	母子世帯(配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む)や高齢者、障害者等の住まいを確保するため、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集について周知します。	建築住宅課
府営住宅の福祉世帯向けの募集	府営住宅では、母子世帯(配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む)や高齢者、障害者等の福祉世帯向けのために確保します。	大阪府

施策名	内 容	関係課・機関
母子生活支援施設入所	配偶者と死別・離別した18歳未満の子どもを養育している保護を要する母とその子、またはこれに準ずる母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。	子育て支援室

4. 養育費の確保

(1) 養育費確保の啓発

子どもを養育しているにも関わらず、養育費の取決めをしていなかったり、取決めをしていても支払が行なわれていないなど、その確保が必ずしもできていない状況が多くみられます。

このため、養育費の取決めを促進するための啓発を推進するとともに、その確保ができるよう法律の相談を実施します。

施策名	内 容	関係課・機関
養育費確保に向けた啓発の推進	養育費の制度や公的文書による取決め方法等について、さまざまな機会に啓発を行います。	子育て支援室
無料法律相談の実施	養育費の取決めやその確保にあたっては、母子家庭等の保護者の負担にならないよう、弁護士による法律相談などの専門相談を無料で実施します。	市民相談室

(2) 離婚前相談の推進

養育費の取決めを確実にこなうためには、離婚前に十分な相談を行い、母子家庭等になった後において、その確保ができるよう努めることが必要です。

このため、養育費の取決めや履行確保等について母子自立支援による離婚前相談を推進します。

施策名	内 容	関係課・機関
離婚前相談の推進	養育費の取決めやその履行確保等法律に関する問題について、母子自立支援員による相談を推進します。	子育て支援室

5 . 経済的支援の充実

(1) 児童扶養手当制度等の啓発

母子家庭の年間収入は、300万円未満で約70%を占めており、平均年間所得は一般世帯の3分の1に過ぎません。子育ての期間において必要な教育費も大きな負担となっています。

このため、児童に関わる各種手当での周知を図るとともに、対象となる方への利用を促進します。

施策名	内 容	関係課・機関
児童手当による支援	児童手当制度に関する周知を図り、適正な給付業務を実施します。	子育て支援室
児童扶養手当による支援	父母の離婚や父親の死別等により、児童を養育している母子家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する周知を図り、適正な給付業務を実施します。	子育て支援室
子どもの就学援助の推進	経済的な理由で、公立小・中学校への児童の就学が困難な世帯に対し、費用の一部を援助します。	教育委員会指導室

(2) ひとり親家庭医療費助成事業の推進

ひとり親家庭の経済的な負担を少しでも減らし、子育て期間において医療を受けやすくすることが必要です。

このため、医療費の自己負担分の一部を助成する事業を周知し、推進します。

施策名	内 容	関係課・機関
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図るために、医療費の自己負担分の一部助成を行います。	医療対策課

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進

母子家庭の母親と寡婦が、教育や技能習得、住居等のためにかかる費用を確保することが必要です。

このため、母子家庭の母親と寡婦の自立を促進するための貸付の相談を推進します。

施策名	内 容	関係課・機関
母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進	母子家庭等に対して生活の安定と向上を目的とする母子寡婦福祉資金貸付制度の周知に努め、貸付相談・受付を実施します。	子育て支援室

6 . 人権啓発の推進

(1) 人権教育・啓発活動の推進

求職時に母子家庭であることを理由に採用されなかったりするなど、差別を受けたり、偏見の目で見られることもあります。

このため、不当な差別や偏見によって人権を侵害されることがないように、すべての人の人権が尊重され、個性と能力を發揮して生きていけるような社会づくりをめざして、人権教育・人権啓発を推進します。

施策名	内 容	関係課・機関
人権尊重のまちづくりの推進	家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる場を通じて、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育、人権啓発を推進します。	人権国際課 教育委員会指導室
男女共同参画社会の推進	男女がともに責任を分かち合い、個性と能力を十分發揮できる男女共同参画社会の実現のための啓発を推進します。	男女共同参画課

・計画の推進のために

1．関係部局との連携

本計画は本市における母子家庭等のための自立促進施策の基本方針となるものであり、人権、教育、労働、住宅等幅広い分野の関係部局との連携を図り、推進していきます。

2．関係機関・団体との連携

和泉市母子福祉会や和泉市民生児童委員協議会等をはじめ、関係機関や団体、事業所等との連携を強化し、本計画を推進します。

3．計画の広報・啓発

本計画の推進にあたり、広報紙をはじめ多様な媒体や機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

4．計画の進行管理

本計画で定めた施策の進行状況を適宜把握し、計画の進行管理を行ないます。

参 考 资 料

1. 和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条の規定に基づき、和泉市母子家庭等自立促進計画(以下「促進計画」という。)の策定等に関し検討するため、関係者で構成する和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、促進計画に関する事項についての検討を行う。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員15名以内で組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 本市の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 前項第1号及び第2号に規定する者は、関係団体等からの推薦に基づいて委員を委嘱するものとする。

(組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生きがい健康部子育て支援室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

2. 和泉市母子家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

所属団体	役職等	氏名
社会福祉協議会	会長	辻村 一男
民生委員・児童委員協議会	会長	井上 元次
	会長	北坂 宏子
母子寡婦福祉会	会長	野田 アヤ
大阪府岸和田子ども家庭センター	企画調整課総括主査	若柳 みよ子
泉大津公共職業安定所	次長	神吉 正人
庁内委員	人権国際課長	松下 和義
	男女共同参画課長	芝田 和明
	労働政策課長	小林 信子
	生活福祉課長	葛城 敏宏
	建築住宅課長	山口 淳
	生涯学習課長	立石 武弘
	生きがい健康部 子育て支援監	堀田 徳雄
	子育て支援室長	安井 正吉
	子育て支援室 保育所担当課長	灰掛 豊己
	子育て支援室 子育て支援担当課長	中田 康夫

(順不同)

民生委員・児童委員協議会代表の委員については、平成19年11月30日までは井上元次氏、平成19年12月1日以降は北坂宏子氏です。

3. 和泉市母子家庭等自立促進計画策定経過

	実施年月日	内 容
第1回 策定委員会	平成19年7月18日	委嘱状交付 委員長及び副委員長選出 母子家庭等自立促進計画策定の背景及び目的について 計画策定委員会設置要綱及び 母子及び寡婦福祉法について 計画策定スケジュールについて アンケート調査について
和泉市母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート	平成19年8月	母子家庭等の、基本事項（年齢、母子・父子家庭になってからの年数、母子・父子家庭になった理由等）、仕事と収入、住居、養育費の状況、及び各種支援制度・施策の利用・認知状況について
第2回 策定委員会	平成19年10月26日	和泉市母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート結果報告書（案）について 和泉市母子家庭等に関する統計データによる現状分析（案）について 和泉市母子家庭等自立促進計画骨子（案）について
第3回 策定委員会	平成19年12月20日	和泉市母子家庭等自立促進計画（案）について パブリックコメントの実施について
パブリックコメントの実施	平成20年1月8日～ 31日	「和泉市母子家庭等自立促進計画（案）」に対する意見募集
第4回 策定委員会	平成20年3月14日	和泉市母子家庭等自立促進計画の確定について

4. 母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケートの実施概要

(1) 目的

和泉市母子家庭等自立促進計画の策定にあたり、母子家庭等の生活の経緯や実態、ニーズを把握し、課題を抽出するとともに、その解決の方向性を探ることを目的として実施しました。

(2) 対象

下記を対象としました。

対 象		対象数
母子世帯	児童扶養手当 受給資格者	1,813
	年金受給者	103
父子世帯		40
寡婦世帯		90
計		2,046

(3) 名称

母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート

(4) 項目

基本事項（年齢、母子・父子家庭になってからの年数、母子・父子家庭になった理由 等）
仕事と収入、住居の状況、養育費、各種支援制度・施策、自由記述

(5) 方法

下記のとおり、対象に応じて適切な方法により実施しました。

対 象		配 布	回 収
母子世帯	児童扶養手当 受給資格者	現況届送付の際に同封	現況届提出の際に持参
	年金受給者	郵 送	郵 送
父子世帯		郵 送	郵 送
寡婦世帯		母子寡婦福祉会 を通じて手渡し	郵 送

(6) 実施時期

平成19年8月

(7) 回収結果

回収結果は下表のとおりです。

対 象		配布数 (件)	回収数 (件)	無効票 (件)	有 効 回収数 (件)	有 効 回収率 (%)
母子世帯	児童扶養手当 受給資格者	1,813	1,133	30	1,103	60.8
	年金受給者	103	34	1	33	32.0
	小 計	1,916	1,167	31	1,136	59.3
父子世帯		40	13	0	13	32.5
寡婦世帯		90	25	1	24	26.7
合 計		2,046	1,205	32	1,173	57.3

5 . パブリックコメントの実施概要

(1) 募集内容

「和泉市母子家庭等自立促進計画（案）」に対する意見募集

(2) 募集期間

平成20年1月8日（火）～平成20年1月31日（木）

(3) 対 象

市内在住または在勤（学）の人及び市内に事務所または事業所を有する事業者

(4) 閲覧方法

市のホームページ、市政情報コーナー（市役所本館1階）、子育て支援室（市役所本館1階）、和泉図書館、シティプラザ図書館、にじのとしょかん（人権文化センター内）

(5) 提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法

和泉市母子家庭等自立促進計画

平成 20 年 3 月

発 行：和泉市

編 集：生きがい健康部 子育て支援室

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725-41-1551 FAX：0725-44-3844

Eメールアドレス：kososhi@city.izumi.osaka.jp

ホームページ URL：http://www.city.izumi.osaka.jp